

令和元年舟形町議会
第2回定例会会議録

舟形町議会

令和元年舟形町議会第2回定例会会議録

招集年月日 令和元年5月27日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 6月4日 午前10時

応招議員(10名)

1番 叶内昌樹

6番 奥山謙三

2番 荒澤広光

7番 佐藤広幸

3番 伊藤欽一

8番 叶内富夫

4番 小国浩文

9番 斎藤好彦

5番 石山和春

10番 八 歙 太

不応招議員(なし)

令和元年6月4日（火曜日）

第2回舟形町議会定例会会議録

（第1日目）

令和元年舟形町議会第2回定例会第1日目

令和元年6月4日(火)

出席議員(9名)

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	10番 八鍬太
5番 石山和春	

欠席議員(1名)

9番 斎藤好彦

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町長	森富広	地域整備課長	伊藤武美
副町長	庄司雅人	総務課財政係長	八鍬幸仁
会計管理者	須貝孝子	災害復旧対策室長 兼防災拠点整備室長	伊藤秀樹
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	伊藤幸一	教育長	齊藤涉
まちづくり課長	小野芳喜	教育課長	鍛冶紀邦
健康福祉課長	沼澤伸一	監査事務局長	相馬昇
住民税務課長	伊藤茂樹		
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	八鍬照光		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬昇 主 事 伊藤優

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議員派遣の報告

日程第5 町長挨拶並びに行政報告

日程第6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時02分 開会

議長 開議に先立ちまして、国旗、町旗に一礼をします。ご起立の上、ご協力をお願いします。

国旗、町旗に礼。お直りください。ありがとうございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員数9名です。定足数に達しております。

ただいまから令和元年第2回定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名をします。3番伊藤欽一君、7番佐藤広幸君の両名を指名します。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定について議題といたします。

会期の発言は、奥山議会運営委員長よりお願いします。

議会運営委員長 それでは私から、去る令和元年5月27日に開催された議会運営委員会において、第2回定例会の会期について協議しましたので、ご報告いたします。

令和元年舟形町議会第2回定例会の会期は、本日6月4日から7日までの4日間とすることにしましたので、ご報告いたします。

議長 お諮りいたします。本定例会の会期は、奥山議会運営委員会委員長の報告のとおり、6月4日から7日までの4日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から7日までの4日間とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第3 諸般の報告並びに日程第4 議員派遣の報告については、議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第5 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第5 町長挨拶並びに行政報告を受けます。

町長 おはようございます。

本日は、令和元年第2回舟形町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には時節柄何かとお忙しい中ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

山々の新緑がもえるころとなり、町内での田植えもほぼ終了したようであります。しかしながら、一部に昨年の災害復旧のおくれから代かきも終わっていない田んぼもあり、一刻も早い復旧を願うばかりであります。

さて、3月15日に最上総合支庁において、川まちづくり事業登録証伝達式が行われました。東北地方整備局高村河川部長から、舟形町、最上町、山形県、小国川漁協で構成する最上小国川清流未来振興機構を代表して悪七会長が受領しました。この事業は、小国川を活用してその流域のまちづくりを進めるもので、舟形町、最上町、山形県、小国川漁協が協力連携のもと、県が事業を実施するものであります。今後、町としても、細部の実施計画について、漁協、県と協議を進めてまいります。

4月1日に、新たに武藤先生を迎え、舟形クリニックが開院しました。昨年12月20日から舟形診療所が閉院以来、町民の皆様には大変ご不便、そして心配をおかけしてまいりましたが、ようやく解消することができて安堵しているところであり、4月以降の平均通院患者さんは40人ぐらいとお聞きしております。武藤先生には、今まで難しかった町の健康福祉の増進事業にもご理解をいただき、ご協力を賜れることとなりました。診療のみならず、健康づくり、介護等の分野において武藤先生効果があらわれるもののご期待を申し上げます。

前後しますが、3月29日に山形県議会議員選挙が告示され、伊藤重成議員が無投票で6期目の当選となりました。心からお祝いを申し上げます。これからも伊藤県議会議員におかれましては地元の県議会議員として、舟形町発展のため、さらなるご尽力をお願い申し上げる次第であります。

また、4月16日に舟形町議会議員選挙が告示され、新人2人を含む10人の議員が無投票で当選されました、心からお祝いを申し上げますとともに、町民の幸せのために、さらなるご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会に提案します案件は、平成30年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告が1件と一般会計補正予算が1件、舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、舟形町公共施設使用料条例等の一部を改正する条例の制定について、舟形町舟形若あゆ温泉「清流センター」等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び舟形町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についての条例の制定が4件、福祉避難所建設用地に係る町有財産の取得についてが1件、舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任についての人事案件が1件の合計8件でございます。

提出いたしました議案について、よろしくご審議の上ご決議賜りますようお願いを申し上げます。まして、挨拶とさせていただきます。

ここで、定例会に提案しています案件に先立ちまして、3月定例町議会以降の主な行事について行政報告を申し上げます。

(1) まちづくり審議会建議書提出について

3月25日月曜日、まちづくり審議会会長阿部弘明さん、副会長尾形恵子さんが来庁し、建議書が提出されました。

まちづくり審議会は、町長の諮問に応じてさまざまな課題や調査研究を行うもので、委員数10名で活動し、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間に活動していただきました。

平成30年度は、第6次舟形町基本構想の検証について諮問したところ、計画の進捗状況や成果内容について審議を重ねて建議していただきました。阿部会長より「十分な進捗があつてその成果が評価できる事業がある一方、困難な課題や改善が必要な施策もあり、改善に向けた取り組みを進めるとともに、町民にわかりやすく、親しまれる計画を目指してほしい」といった提言をいただきました。

(2) 舟形クリニックオープンについて

昨年12月19日に原田先生がおやめになってから休業状態となっておりました舟形診療所が新たに舟形クリニックとして4月1日に開院いたしました。4月1日には開院を記念してのオープニングセレモニーを行いました。町議会議員の皆様や関係者の皆様からご臨席を賜り、無事開院できたことを喜び合ったところであります。

院長の武藤先生は、舟形町出身の方で、自分の生まれた町に少しでも貢献できればとおっしゃってくださっています。町でも武藤先生と連携を図りながら、町民の皆さんの健康づくりと安心安全な地域づくりに努力していきたいと考えております。

(3) 舟形町町議会議員選挙

平成31年4月21日執行の舟形町議会議員選挙が4月16日に告示され、新人2名を含む10名が立候補届をしました。その結果、議員定数10名に対し立候補者数10名となり、町議会議員選挙としては平成7年以来24年ぶりの無投票となりました。選挙運動につきましては公職選挙法を遵守され、公明に行われましたことにつきまして、感謝申し上げます。

ご当選されました10名の議員の皆さんにおかれましては、舟形町の将来を見据え、町を正しい方向へ発展させるという使命のもと、議員活動にご尽力されますことをご祈念申し上げます。

(4) 最上小国川未来振興機構代表者会議について

最上小国川清流未来振興機構の代表者会議が、4月25日木曜日、最上町中央公民館で開催されました。山形県や舟形町、最上町、小国川漁業協同組合などの関係者20人が出席し、第2回鮎釣り甲子園大会をここの夏開催することなどを盛り込んだ2019年度事業計画と予算が

決定されました。昨年夏に初開催した鮎釣り甲子園大会が、7月27日土曜日に前回と同じ一の関大橋付近で開催が決定されました。第3回大会以降は最上町も開催地として、両町交互に開くことを検討されました。

ほかに、昨年の豪雨災害を踏まえた治水対策などについての意見交換もされました。

以上4件について行政報告を申し上げます。

なお、3月定例町議会以降の主要事業につきましては、次に記載のとおりですので、説明は省略させていただき、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

日程第6 一般質問

議長 日程第6 一般質問をお受けします。順次発言を許可します。6番奥山謙三議員。

6番 皆様、おはようございます。

それでは、通告書に従い一般質問を行いたいと思います。

今回の質問の主題は、1「定住促進住宅団地整備事業の必要性を問う」、2「旧富長小学校校舎活用策の検討はしているのか」と題して行います。

まず最初に、定住促進住宅団地整備事業の必要性を問う。

町では、本事業を行う背景として、町の子育て支援住宅の入居資格は、同居しようとする親族に小学生までの者がいることとされており、現在の入居者の中には子供の小学校卒業により間もなく退去しなければならない世帯が発生するため、子育て支援住宅退去後も引き続き舟形町に定住していただくためと町外からU・J・Iターン者の受け入れのためとあります。

そのために新たな宅地を造成し、舟形町に定住してもらうために、15区画前後で全体事業費1億5,000万円弱の工事費となっております。資金手当ては地方債がほとんどで、地方交付税で50%補填されるとの説明ですが、そのことで地方交付税がふえると考えるのは無理があると思います。むしろ交付税は、国の財政状況を見ると、よく見ても現状維持、私はむしろ減額されてくると考えます。

売買する価格は、平米単価、坪単価は幾らを想定していますか。

本事業を行うことについて反対ではありませんが、需要が本当にあるのか心配で今回質問を行うものです。一戸建ての新築は、人生一回行えるか、なかなかできるものではありません。さらに、子育て世代は子供にお金がかかり、そう簡単ではないように思うのは私だけかもしれません。早期に完売なる根拠をよろしくお願ひします。

次に、旧富長小学校校舎活用策の検討はしているのか。

旧富長小学校は、2013年閉校となり、現在は一部加工所、体育館はスポ少、中学野球部に利用されています。校舎本体は何も活用されていないのが現状です。旧富長小学区に住む者と

しては、公共施設として活用されることにより拠点施設となり、富長地区の地域コミュニティーが進むことが期待されると思います。役場機能として利用できないか質問します。

以上です。

町長 それでは、6番奥山謙三議員の定住促進住宅団地整備事業の必要性を問うについてのご質問にお答えします。

初めに、本事業の背景となる子育て支援住宅の整備についてご説明申し上げます。

町では、子育て支援事業の基本方針として「子育てするなら舟形町で」を合言葉に、きめ細やかな子育て支援を行っております。その一環として子育て支援住宅「ハイムひだまり」の整備を平成20年度、平成21年度及び平成26年度におのおの1棟整備してまいりました。現在は3棟15世帯が入居している状況であります。

議員ご指摘のとおり、この子育て支援住宅は期限つき住宅であり、入居後の子供の成長により、将来入居要件を満たさなくなる時期が必ず到来することになります。このため、平成20年度子育て支援住宅の建築にあわせて宅地を造成したところです。しかしながら、既に完売しており、現在入居されている世帯の方々が期限到来後の宅地確保について心配している状況であります。

このような状況を踏まえ、今年度、町の重点事業として、町の施策である「ざーっと舟形に住んでもらえるようにします」の実現に向け、子育て支援住宅の入居者が退去後も引き続き町に定住していただくため宅地造成を実施し、定住推進を図ることとしたところであります。

造成場所は舟形町ハリヨ地内で、区画予定数は14区画前後、1区画当たりの面積は400平米から600平米前後で、町道、上下水道、緑地帯の整備を計画しております。

財源については、当初予算では過疎対策事業債の充当を想定しており、現在、起債計画の県審査を受けている段階であります。本起債は交付税措置率70%であるため、後年度に普通交付税に公債費として算入する形で町に戻ってまいります。確かにご質問のとおり、地方全体の収入を見込む地方財政計画が縮小すれば国全体の地方交付税総額も減少することとなりますが、公債費については当該年度の元利償還額に応じて算入されるため、国全体の増減の影響を受けにくく、減少幅が少なく済むという制度設計となっております。

分譲価格については、全体の事業費が確定した段階において、隣接する「ひだまりタウン」の分譲価格等も考慮し、さらに子育て支援住宅の退去者については優遇措置等も検討したいと考えております。

需要見込みではありますが、期限つきの子育て支援住宅入居者用の宅地であることに鑑み、すぐに完売することを目的としておりませんが、小学校、保育園が隣接しておりますので、子育て環境には最適であります。まずは子育て支援住宅の退去者の住宅建築場所の受け皿として、順次住宅建築を促し、住みなれた舟形町に引き続き定住していただけるように取り組ん

でまいりたいと思います。

また、議員ご指摘のとおり、一戸建て住宅の新築は人生最大の事業であります。舟形町では、住宅を新築する場合、住宅関連支援策としてさまざまな補助金事業や交付金事業を講じております。国・県の補助事業とあわせて積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、旧富長小学校校舎活用策の検討はしているのかについてのご質問にお答えします。

町内4つの小学校が平成25年度に統合し6年が経過しました。この間、旧堀内交流センターについては、校舎、体育館とも解体して更地の状態にあり、活用状況としては地域の伝統行事である堀内盆踊りの開催場所として活用されている程度となっております。長沢交流センターについては、リングロー株式会社の進出により十分な利活用が行われていると考えております。パソコンの販売や修理など会社事業のほか、日ごろから「和カフェ」の利活用や地域と一体となったイベントを開催するなど、にぎわいを創出しております。富長交流センターについては、議員ご指摘のとおり利活用となっているほか、選挙が実施される際の富長地区の投票所として使用している現状にあります。

役場機能として利活用できないかについては、以前集落支援員を配置し、富長地区の地域づくりの拠点として実施してきた経緯があります。しかしながら、職員数の減少や行政事務の高度化、多様化により、現在は西南部地区を統括する堀内出張所に職員を配置しているところで、役場機能として利用することは現在のところは考えておりません。

施設の利活用による地域コミュニティの醸成は、行政だけにとどまらず、地域住民の皆様の積極的な参画や提案により進めていくことが重要と考えています。また、今年度実施を予定している旧小学校区単位のワークショップなどで施設の利活用についても多くの意見が出ることを期待したいと思います。

6番 それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

回答の中で、現在入居されている15世帯の方々が退去後について心配しているとの回答であります。この15世帯の方々の需要調査、現段階ではどのような結果だったのかお聞きしたいと思います。

町長 15世帯全員からの需要調査というのはございません。令和2年度に退去する方が1世帯出ます。そういうふうにして順次その入居者の中での退去の時期というのがずれてきますので、今のところはその1世帯用に住宅の宅地を造成するというところで考えているところでございます。

6番 今の町長の答弁ちょっとわからないんですけども、私聞きたいのは、今入っている方15世帯はいずれそこから出なきゃならなくなるわけです。当然そうなったときに、この舟形町に宅地があるとすればそこに新築していいか考えてもみたいという需要調査というのは全然やらなかったということなんですか。

町長 そのとおりです。

6番 そうしますと1世帯の方の意見で今回の1億5,000万円の事業を行うという理解でよろしいでしょうか。

町長 先ほどの答弁でも申しましたが、平成20年に子育て支援住宅を建築した際に、あわせて宅地造成をしております。それについては、先ほど申し上げましたとおりいずれ退去の時期が来ると、その方々が実際にうちを建てられるような制度として、一体の制度としてそれが行われたものであります。ところが、宅地造成地があいているということに対しての懸念があったために、宅地の売却が進んでしまって、本来その子育て支援住宅に住んでいる方の建てるところがなくなったということでもありますので、これは町の政策としてしっかりと当初の目的どおりの宅地造成地を用意しておかなければいけないということの中でこの事業を実施するものであります。

6番 そうしますと今回宅地造成するところは、あくまで今入居されている方々が退去するための宅地造成という理解でいいんですか。

町長 はい、第一義的にはそのような宅地造成地です。ただ、やはりどうしても町外から来て舟形町に住宅を建てたいというような人があれば、それはその次の優先順位で宅地を売買することもあると思います。

6番 そうしますと、この宅地の売買については、優先的にはその退去者を優先するけれども、希望があれば売買には応じるということでもいいですか。

町長 はい、そのとおりです。

6番 今回の資金手当てとして過疎対策事業債ということで、70%補填ということがありますが、私から言えば借金に何ら変わりはないと考えております。

そういった中で、5月10日の山形新聞に2017年度決算の数値が掲載されておりました。舟形町の実質公債費比率12.1%、これは村山市に次いで県下ワースト2位であります。私聞きたいのは、今回の今年度においていろいろなハード事業が多くあります。その多くが借金、いずれ国から来るとは言うものの、何ら借金には変わりはないわけであります。そういった中で、いろいろな事業をするたびに借金がふえていって、借金返済がふえていくということが考えられるわけではありますが、少し町の回答として安心をさせていただきたいんであります。この実質公債費比率12.1%、これが今後、これは3年間の平均値でありますけれども、今後舟形町の数値としてはどういう方向に行くのかお聞きしたいと思います。

町長 交付税の制度につきましては、答弁のとおり申し上げまして、国で地方財政計画をつくります。その全体枠が交付税という形になりまして、その交付税をどう配分するかということの問題なんです。その中で国の制度として起債というものがありまして、その起債の種類によって交付税算入率というのが、過疎債の場合は70%であったり、辺地債の場合について

は80%だったり、そういった起債ごとに交付税の算入率というものが変わってまいります。

確かに実質公債費比率という形でいけば非常に状況的にはよくないということなんですが、しかしながら交付税算入されてくる分がある分、要は100万円こし借金を返さなければいけないといううちの7割が交付税として入ってくると考えますと3割の借金の分という形になります。そういった中で、できれば議員おっしゃられるように借金をしないでいろいろな設備投資ができれば一番いいのかもしれませんが、今現在、舟形町の財政状況の中でそういった有利な起債を借りずにいろいろな事業をするということはかなり難しいものがあると思います。その中で過疎債であったりそういった有利な起債を選択しながらやっていくということが一番の我々の財政を基盤としたことでやっていくことだと思います。

実質公債費比率の今後の状況等については、今後の見通しについては財政係長より答弁をさせていただきますと思います。

総務課財政係長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

確かに実質公債費比率については借金を返済する分が大きなウェートを占めるわけですが、先ほど来申し上げております交付税算入される分というものが差し引きされるわけでありますので、一概にその数値が悪化するというわけではございません。ただし、近年の災害復旧債でしたりハード事業に係る分の借入れを考えますと若干悪化の方向に転じることは間違いないと考えておりますが、今後ともこういう起債、有利な起債を活用しながら、悪化の度合いを最小限にとどめながら、町民の福祉の増進に尽くしてまいりたいと考えております。

6番 あと分譲価格ですけれども、ひだまりタウンの分譲価格等を参考にするとありますが、参考にした場合、1平米当たり幾らぐらいになるのか。

町長 まだ検討しておりません、正直なところ。今後、工事費等を試算しながら、それに見合うということも一つ重要かと思っておりますので、その工事価格等の実施設計ができた段階でおおむねというふうに考えております。ただ、答弁の中でも申し上げましたが、退去者の方については、よそから来て宅地を買われる方よりは優遇をしていきたいと考えているところでございます。

参考価格とか要りますか。（「はい」の声あり）前の宅地分譲地の価格については今資料がないようですので、後でご報告を申し上げたいと思います。

6番 あと答弁の中に、すぐに完売することは目的としていないという回答であります。完売するのは、町で考えているのは何年ぐらいを想定しているのかお聞きしたいと思います。

町長 先ほども申しましたとおり、15世帯の方がその状況に応じて退去されていくということもありますので、今現在、何年ということは考えておりません。ただ、やはり人口減少であったり、定住人口の増をもくろむときに、宅地造成であったり住宅の建築というのは大きな一

つの施策とっておりますので、そういった中で必要な宅地造成を今後も考えていかなければいけないという状況になることもあるのかなとっております。

6番 今回の質問の目的は、本当にこの需要調査をしてこういう事業を行うというところをきちっとやったのかなというところを聞いたかったわけですが、なかなかその辺のところは回答としては出てこないというところが非常に残念に思っているところであります。

あと今回の事業が14から15区画程度ということであれば、1区画当たりの事業費は単純ですけども1,000万円程度となります。今後、今回空き家関係で斎藤議員が質問する予定であります。空き家は確実にふえてくると思います。むしろ空き家を活用させて、これに手厚い支援をしていくという形にしたほうがむしろこういう方々の負担も少なくて済むんじゃないかなと思います。このままでいくと宅地も購入しなきゃならない、あと新しい家もつくらなきゃならない、非常に金額的に大きくならざるを得ないと思うわけです。そういった中で、空き家が確実にふえてくるということを考えていけば、空き家活用とか、あと空き家が解体されて宅地になっているところに入ってもらおうとか、そういう方々に手厚い支援ということも考えてもよかったんじゃないのかなと思います。この辺についての検討はなかったのかお聞きしたいと思います。

町長 現在、空き家バンク等を活用しながら空き家の利用についても考えております。最近、2件ほど売れたというお話を聞いておりますが、新しい住宅というところが第一条件でありますし、現在空き家対策としましてはほとんどが条件を緩和した関係で除却というところが一番のメインになっております。そのほとんどがやはり古い住宅でありまして、これをリノベーションといいますか、リフォームするにも相当のお金がかかるという状況もありますし、そういう住宅の大半が条件の不利なところに建っているというところもございます。そういったところの中で全てそういった形のもを利活用することにはなかなかならないということと、やはり相続の関係とか仏壇があるというようなこととか、売買をする上でも非常に大きな問題を抱えているのが今の空き家の状況であります。そういったことをしっかり踏まえた上でないと、ただ単に空き家利用ということにはならないのが今の現状であります。

やはり子育て支援住宅については、その地域でのコミュニティーが、生まれてから小学校卒業もしくは上の子供さんが中学校を卒業するまでの間、地域としてのコミュニティーが醸成されているものだと思っております。そういった関係でいけば、その子育て支援住宅のそばにその退去者の宅地を用意してあげるのが一番いいのではないかと今のところは考えているところでございます。

6番 空き家については、昨年からかなり解体が進んできております。そういったところをやはり、宅地としては残っているわけですので、こういったところを活用することによっていろいろな若い世代がいろいろな地域に分散するといいますか、むしろその地域の活力になって

くるんじゃないかなと、子供もいる、若い方々がいる。むしろそういうことをすることによって各地域が盛り上がってくるんじゃないかなと。学校に近いから、あそこのコミュニティーが大事だからということで、全て子供、若い世代をあそこに全部集めることのほうが、むしろ周りの地域がだんだんと暗くなっていってしまうというか、活力が失われていくということにもなるかと思います。そういったところを考えていくと、むしろいろいろなところに若い方々、子供たちが行っていただいて各地域を元気にしてもらおうという方法も考えれば何ら問題はないと思いますが、むしろ第三のあの地域にだけ集めるということのほうがむしろ私は変のような感じがしますが、もう少し空き家なり各町内会に分散するという点について、町長はこのままでいくという答弁だろうとは思いますが、これについてももう少し、町長の考えがあればお聞きしたいと思います。

町長 議員のおっしゃられることは大変理解できることではあります。ただし、そこに住む人の要望のところがまず第一義であろうと思いますし、その土地でもいいですよということであれば、そこに住むということは全然、議員のおっしゃられる効果があるということで大変いいことだと思います。その際については、土地の相続、さらには関係者との協議がしっかり済んでいて売買がしっかりできることが条件でなければだめだと思います。そういった意味の中で、町が買収すればいいのではないかということになるかもしれませんが、逆に言うと今度町が不要な土地を購入するという点にも、塩漬けた土地を持つということになる可能性もあるわけです。したがって、ここの空き家の土地は買ったけれども、ここは買わないということとか、そういったいろいろな問題も出てきますので、まずはその土地の所有者とその土地を求めたいという人の結びつきを行政の側では支援をしていくという形にしかならざるを得ないだろうと思います。

先ほどから申し上げましたとおり、町の施策として子育て支援住宅を建てたときから、退去者についてはそこにしっかりと住んでもらうというのが長野県下條村のやり方で、そこは特殊出生率が日本一になったところでございます。そういったところの例を参考にしておりますので、その宅地造成の必要性、すぐ完売というふうな需要見込みということにすぐということではなくて、しっかりその方々のフォローもできる、そういった一体の制度であるということをご理解いただければと思うところでございます。

6番 町長の考えはわかりますけれども、私が一番心配しているのは後世にツケを残さないように進めてもらいたいところなんです。要するに、宅地造成したけれども、売れなくてずっと残ってしまったと。むしろ町長の答弁として、早期に完売なるという自信がありますという答弁をいただければ私は何回も再質問はすることないんですけども、この辺のところ、きちっと町長の答弁の中で間違いなく売れるという自信で今回するんだというところが出てこないというところで私は心配しているんですけども、もう一度その辺について質問したいと思

います。

町長 塩漬けとして残るということで申し上げているのではなくて、その完売する間は退去者の事情によって、その退去する時期によって完売なるものだと思っているところでありまして、完売する自信はございます。ただ、すぐにか早期にということではございません。

過去に西ノ前にも宅地造成をしてまいりました。堀内地区にも造成してまいりました。この2つについては全て完売しております。ただ、議員から提案のあった内山地区の宅地造成については2区画、今も残っております。やはり必要性をしっかりと把握した上での宅地造成であるのであればそういうことにならないのだらうと思います。したがって、そのことを実施する上の中で、私一人で考えているのではなくて、行政として舟形町役場関係機関といろいろと相談をしながら職員一丸となってそういう方針を出しておりますので、この新しく造成する宅地については完売できると自信を持って考えております。

6番 最初からこういう答弁をいただければ私も何回も再質問することなかったわけですが、この辺のところはきちっと回答してもらえなかったというところでこれまで時間を費やして再質問をしてきました。

次に、旧富長小学校校舎活用策の検討はしているのかに移りたいと思います。

回答の中に、施設の利活用による地域コミュニティの醸成は、行政だけにとどまらず、地域住民の皆様の積極的な参画や提案により進めていくことが重要と。この辺について私ちょっと理解できないもんだから、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

町長 公共施設としての使い方ということのご質問でございましたので、それを一方的に議員から質問を受けたので、そこに公共的な機関を置くということについては、前回集落支援員を置いた経緯もございます。しかしながら、残念ながら思うような成果が得られなかったということで取りやめをしているところもございます。そういったところを踏まえて、富長地区、富田、長者原、福寿野地区のワークショップも展開しております。その中で、ぜひここにあるものがあるのであれば町としても考えるというようなことを申し上げているところでございます。

6番 利活用については、地域住民の皆様方からいろいろな提案があれば考えていくという理解でいいんですね。

それで、私が考えた公共施設の提案の内容であります、私の一方的な考えなんで、聞いてもらって結構なんです。

議長 5分前です。

6番 今回、防災センターをつくるという計画がありますね。そういったところで、防災センターは当然必要だろーと思ひます。そういったことで、やはりあるべきものを利用するというのも一つの方法なんではないかなと思ひます。そういった中で、中央公民館に防災の拠点施

設を持っていきながら、ぜひ教育委員会機能を富長小学校に持ってこれないかなという提案なんです。やはり防災センターは、これから防災無線のデジタル化の工事と相まって中央公民館に情報が入るような工事を行っておけば、防災拠点として、中央公民館は耐震化工事も行っておりますし、使えるんじゃないかなと思いますし、さらには教育委員会機能を旧富長小学校に持ってくれば、校舎全体を使えるわけなので、今の中央公民館にいるよりはゆったりとした形で行政ができるんじゃないかなと思うわけです。この辺について、私の一方的な提案ではありますが、この辺について、急に提案したので、町長もどう答えていいかわからないかと思いますが、どういう感想を持ったかお聞きしたいと思います。

町長 提案はお聞きしました。これから検討させていただきたいと思います。

6番 ぜひ、やはり富長地区のことを考えれば、公共的な施設というものがあればまだまだ地域全体が活発になってくるのかなと思いますし、教育委員会もああいう狭い場所、特に教育長の部屋は非常に狭いなと常々思っておりますので、富長小学校の前の校長室でゆったりと行政等を行っていただければいいんじゃないかなと思っております。一方的な旧富長小学校の活用についての提案ではありますが、私の質問についてはこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 以上をもって、奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、1番叶内昌樹議員。

1番 それでは質問させていただきます。

まず質問の主題といたしまして、初めに、一つ「物価上昇及び消費税増税に対する町の対策を問う」ということでありますけれども、令和元年10月1日に消費税が10%に引き上げられる予定ではありますが、昨年度からことし4月ごろにかけて人件費、原材料費、輸送コストの上昇で物価上昇がとまらない状況になっております。このような状況を考えると税率が上げられる前に10%以上が物価に上乘せされている状態になり、家計への負担が重くなることは間違いなく思います。

今後、舟形町の還元対策として、商工会で利用可能な金券または商品券以外での町が考えている内容はあるのかを質問いたします。

続きまして、「路肩及び歩道の安全と管理について問う」。

舟形町は、国道、県道、町道が交差する町並みになっております。主に生活においては自動車や二輪車が主要であります。今後、健康推進や移動手段として自転車や電動カートで歩行者と同様利用する歩道、路肩、路側帯の安全性が不十分のように感じるんですが、今後、町道の修復や路側帯拡張の計画や対策があるのかをお聞きします。

また、国・県道の舟形地区から長沢地区（急勾配、傾斜、横断勾配、縁石）、富長・堀内地区（路肩・路側帯）への働きかけはどのようなことを行っていますか。

また、舟形町は自然豊かな地域ではありますが、身近に目につく歩道や路肩の掃除や除草等は、年間を通して景観を重視する意味も含めての管理助成を活用した有償ボランティアの育成等の対策を検討しているのか質問します。

以上で終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

町長 それでは、1番叶内昌樹議員の物価上昇及び消費税増税に対する町の対策を問うについてのご質問にお答えします。

10月に実施予定の消費税増税は国策として施行されるものであり、率直に申し上げて、国が考えている還元対策として金券・商品券等以外、町独自の対策は現在のところは考えておりません。

今、日本中で労働者不足や、資材、燃料費の高騰などが問題視されています。議員ご指摘のとおり、物価上昇に伴って家計に及ぼす影響も心配されますが、どの程度影響が出るのか予測ができない状況です。

消費税増税に伴う国の対策としましては、食料品などの消費税率を8%に据え置く軽減税率の導入のほか、住民税非課税者や3歳未満の子育て世代への支援及び地域における消費を喚起、下支えすることを目的としてプレミアムつき商品券事業の実施、幼児教育無償化として、保育所入所児童のうち3歳から5歳までの保育料が無償化、3歳未満児については住民税非課税世帯を対象とした無償化、さらには需要平準化対策として期間限定のキャッシュレス・消費者還元事業が予定されております。

また、介護保険制度では低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みが設けられ、町においては5月に開催した第3回町議会臨時会で舟形町介護保険料条例の一部改正についてご決議いただき、低所得者の保険料の軽減について対応しております。

次に、山形県では、低所得者対策として、市町村の補助を条件に住民税非課税世帯のうち高齢者世帯等の灯油購入費を助成することとしております。これを受け、舟形町においても必要な額を予算化したところです。また、消費税引き上げ後における個人消費を喚起するために行う応援セール等の広報費等を対象に補助を行う「がんばる商店街応援事業」が計画されています。町としては今後もこうした情報の収集、情報提供を行い、商工会等の関係機関と連携を図りながら、消費者、事業者からの相談や事業支援に取り組んでまいります。

加えて、町ではこれまでどおり地域経済活性化を目的とした商店魅力アップ事業、にぎわい創出事業や町プレミアムつき商品券事業にも取り組んでいきたいと考えています。

次に、路肩及び歩道の安全と管理について問うについてのご質問にお答えします。

舟形町の道路網は、庄内、内陸、さらには宮城県北部を結ぶ交通の要衝である高規格道路や国道13号、国道47号が大動脈となり、主要地方道4路線、一般県道3路線、町道198路線により形成されております。また、舟形町の町道総延長は126.59キロメートルであり、うち歩道

延長は5.087キロであります。

ご質問の舟形町における歩道や路肩等の安全性と今後の整備計画や対策であります。まず歩道は整備計画する路線が児童等の通学路であることが基本条件であり、国・県に要望する場合でも同じ条件となります。町道の歩道、路肩等の整備計画については、現在行っている歩道整備箇所は、町道舟形一の関線の527メートル区間を平成26年度から着手しており、令和2年度の完成を目指しております。町道を良好な状態に保全するために、維持修繕や長寿命化工事を国の交付金事業(社総交)を活用して進め、さらには交通安全施設等も含めた道路整備を推進していきたいと考えております。

次に、国道、県道の整備状況であります。国道13号の舟形地区においては、新たに歩道が整備されることとなり、昨年度は調査設計を行い、今年度から用地測量に入り、5年以内の完成を目指しております。県道については、舟形大蔵線の木友地区で歩道整備を実施しており、令和2年度の完成予定です。さらに、舟形大蔵線の小松地区から長者原地区では、堆雪幅の確保をするため路肩の拡幅整備を実施しており、今年度中の完成予定であります。これらの事業については引き続き早期完成に向け国・県に要望してまいります。

最後に、道路の清掃や除草等の活動を行う有償ボランティア制度についてご回答いたします。

山形県では、県が管理する道路の維持管理に積極的に取り組む団体に対し必要な支援を行うことにより、多くの住民参画を促しながら、地域と県の協働による道路の維持管理を目指すふれあいの道路愛護事業「マイロードサポーター」を展開しております。

この事業は、「地域の道路はまず地域できれいに」という考えのもと、舟形町においても4団体が事業活動を行っていますが、県は、道路のごみ拾いや除草、草刈等の道路をきれいにする活動を行う団体に活動に必要な経費の一部について助成し、町は団体との連絡調整や、活動に伴い発生したごみの処分について関係機関との調整を行っております。

町道の除草等の維持管理については、町内会と町建設業者に業務委託している路線があり、町内会に業務をお願いしている箇所は、大平、長尾、内山、太折、実栗屋の5町内会で、地区内にある町道の維持管理等に取り組んでいただいております。町から委託料として町内会に補助しております。また、道路等の環境美化活動として、舟形町青少年育成町民会議主催による花いっぱい運動も行っており、全町内会で道路等の美化活動に取り組んでいただいております。

今後も、道路愛護団体を育成し、「私たちの道は私たちの力できれいにする」取り組みの普及と町民の安全安心な生活のための道路整備を推進してまいりたいと思います。

1番 ありがとうございます。

まず最初の物価上昇に対することですが、確かに国策で10%に引き上げられた場合にプレミアム商品券につきましては施行されるようですが、町のプレミアムつき商品券事業も

地域経済活性化対策としてはとてもよい取り組みとは思っております。しかし、商品券は利用目的のある方や購入することの可能な方の対応策であり、利用目的がない方、今月にプレミアム商品券が発売され、6月中旬から11月30日までという期間の中での利用となります。そのため、一区間だけの補助的なものの考えもあるようで、とても商工等におかれてもよいとは思いますが、何か通年可能な対策はないかと思っております。

地方におきましては、公共交通機関の利便性が悪く、車社会の志向が強いため、世の中には水素自動車や電気自動車が普及し始めましたけれども、まだ購入まで至らないような感じで、ガソリン等ふだん生活に必要なことだと思っておりますが、その点につきまして、年間を通したような考えとかはないのでしょうか。

町長 いわゆるガソリンを購入したときの町民に対する補助ということだと思いますが、財政が非常に潤沢であり、そういったこともできるという状況であれば、消費増税に対する対策ということも考えられるかもしれませんが、現在舟形町の財政状況を考えますとやはりその増税に伴うための対策というものに対してそのような補助できる状況にはないかと思っております。まずは昨年の災害復旧に関しましてしっかりと対応していく、そのための必要経費というのも令和元年度の予算にも計上している状況でございます。そういったことを鑑みながら、何が一番優先順位なのかを考えながらその対応策も考えていかなければいけないということだと思いますので、その優先順位等々それから財源等も考慮しながら進めていかなければいけないという思いの中でございますので、現在のところそういった考え方は持っておりません。

1番 では、町におけるプレミアム商品券の期間限定というんですか、11月までしか利用できないことについての考えというのはどういう方向性で決まったのでしょうか。

町長 この点については、商工会と連携をしながら、要は消費が落ち込む時期というところに対する商店の下支えというところの意味合いがございまして、12月についてはやはりそういったところの中でいくと購買意欲が出てくるという月でもあるようでございますので、そういったところの中で商工会とも連絡をとって、この期間ということで設定させていただいた期間でございます。

1番 その点につきましては、やはり沈み上がりがある商工の対応策としての検討だと思います。しかしですけれども、近年ではやはり現時点で10月に予定されています10%の増税前に現在6月になっても物価が上昇しており、近年では燃料費の高騰も長く続いております。町の対策としては、やはり財源がないという形ではありますけれども、うまく形として県や国に要望して、何か対策があれば検討していただきたいのですが、家庭におかれましては、生活や仕事、子供の送り迎えに欠かせない燃料代の高騰が支出としては痛手かと思われます。あくまで提案ではありますけれども、県内最安値の燃料差額分還元対策はいかがなものかと考えております。

実際、燃料の流通については、宮城からの配送関係で、県では東根、天童を境に県南北にわたりルートの燃料費が加算されている状態で、そのため県内では激戦区として東根付近が県内の最安値となっております。各スタンドにおかれましても、名前は出しませんが、最安値のT社、東根のT社は2万円のプリペイド購入で最安値の価格をたたき出しているようですが、東根のN社はプリペイドカードのほかにプラチナカードというものを発行して、さらに県内最安値に君臨しているようです。その差額は大体10円から15円となっております。そのため、大手の企業に太刀打ちできない郡部の小規模におかれましては、企業努力のサービスをして大手の企業には太刀打ちできない状況だと思われまます。

それで、舟形町のまずは特権として地元での給油をしてもらえるように、県内の激戦区の価格に同等するような価格に設定し還元してはどうかと思っておりました。仮に毎日片道25キロを走行して往復50キロと想定して、車種にもよりますが、リッター10キロから20キロ走行する場合、単純計算してみると、東根との差額が先ほど言いましたように15円近くの差があります。50キロ走ると1日3.3リットル、こっちの地元でリッター150円にすると1日499.5円、その差額15円分として計算すると1日に49.95円、50円近くの毎日の差額が出てきます。30日1カ月で1,498円、12カ月で1万7,982円になり、車検時には3万5,964円となり、車は車検だけではなく、消耗品等も出てくるので、そういうメリットもあるのかなと考えておりますが、この点についてどう思われますか。

町長 先ほども答弁で申しましたが、消費税増税については国策として行われるものでございまして、その消費が落ち込むこと等々について、先ほど申し上げましたとおり、食料品等の軽減税率や、さらには低所得者対策としてプレミアム商品券とか子育て世帯に対するプレミアム商品券ということで、国で考えていただいているところでございます。

今、ガソリン関係についてご提案いただきましたが、大変すばらしい案だとは思いますが、しかしながら、やはり町としても、弱者であったりそれから広域的な福祉という部分の観点の中から資金を調達といいますか、資金を充てなければいけないということでもありますので、やはり弱者優先であったりほかの事業が優先されるということになるかと思っております。先ほども申し上げましたとおり、潤沢な予算がございましたらぜひ取り組むことも可能かと思っておりますが、今の現状の中ではやはり厳しいものではないかなと思っております。

1番 ありがとうございます。どこの地域でも財源等は少ないとは思いますが、今後このようなことを取り組めるように期待しております。

これに加えてですけれども、もしそういう場合が来た場合ですけれども、できればメリットを考えて、現在のマイナンバー登録制度がどの程度普及しているのかにもよりますが、町民のメリットとして、そういう還元を受ける際にマイナンバー登録を提示することによってのマイナンバー登録普及にもつながると思っておりますので、その点はよろしくをお願いします。

以上お伺いします。

町長 マイナンバーについてのいろいろなポイント制度の話ということになると思いますがけれども、現在、マイナンバーのポイントについては自治体ポイントというものでありまして、山形県内では三川町の「田田（でんでん）」さんを利用するときに自治体ポイントということでご付加されるようでございます。宮城県は石巻市の図書館、秋田県と福島県は自治体ポイントはないようでございます。

そういった状況を見て、それを今度ガソリンとかそういった購入のカードというところに広げていくところについては、まだ国としても制度設計をしていない状況、検討している状況であるようです。したがって、現在のところそういったマイナンバーカードに対する具体的な国の制度等の説明もございませんので、今のところそのことについても難しい状況なのかなと思うところです。以上です。

1番 今のことですけれども、実質マイナンバー登録というのはどの程度、舟形町の町民の方が利用というか、しているのかお聞きしたいです。

町長 2019年3月31日現在で455枚が発行されております。

1番 国の政策、対策でありますけれども、現状がマイナンバー登録に至っては町民からしてもメリット・デメリットの重要な内容とかも周知しないままの執行だと思っておりますので、もし普及に関しまして、ガソリン等にかかわることではなくて、何かの形でやはりメリット・デメリットをしっかりと町民に伝えながら普及活動もしていただきたいと思っております。

それでは、ここで1つ目は終わりたいと思います。

続きまして、路肩及び歩道の安全と管理に対してです。

舟形町は、国道、県道等の道路でなっておりますが、町とか県とかの助成的なもので、県では県道につきましては団体登録というマイロード計画がありまして、燃料代等、あとは花植え等の手続をするとそういう補助がおきる制度がありますけれども、国道に関してはそういう助成がないとお聞きして、結局団体としての登録はできて、無償ボランティアという形のことでは受理するような形になっておりました。

地区町内会で町道や県道等やはり身近に感じるところの除草や花いっぱい運動等は6月に入って各地区で見受けられますけれども、幹線道路というか、民家のない国道や県道におかれましては以前とちょっと、私も正直わかりませんが、結構年に二、三回の除草とかしていたような感じはあったんですけども、近年におかれましては、私も聞いたんですけども、年1回程度の計画しかないということで、ここは舟形町だけに限ったことではないと思うんですけども、県道、国道、あちらこちら行ってみるとやはり道路、路肩、歩道等の除草等がいまだに行われていないような状況になっております。実際ガードレールとか、路肩のガードレールじゃなくて、柵ですかね、柵もガードレールからタテナミの景観が見える

ような形になっていると思いますけれども、管理が届かないところで、景観を大切にしようとなつくりにしたものの、やはり歩道等の除草がされてないと身近に見えるものが余りよく見えないので、自然豊かで、景色とか見るとすごいきれいなんですけれども、路肩、常に毎日走る道路、歩道等、やはり気にしてしまうとどこの市町村に行っても気になってしまって、できれば先ほど言った団体登録、まず町民に呼びかけ、ボランティアではありますけれども、地区外の幹線道路の歩道等にもそういう団体等もつくり上げながら、舟形町はすごい、入って気持ちいいなというぐらいの歩道脇ぐらいの整備、清掃等に取り組んでいていただきたいと思いますが、その点についてはどう思われますか。

町長 国・県の幹線道路ということでご指摘だと思いますが、一つは、国のほうについては、ボランティア等でそういった除草とかをした場合についてはけが等の補償の関係もございまして、国ではそういった制度をつくってないというのが現状かと思います。したがって、大半の除草作業については年間で管理を請け負っておる業者さんが除草作業をしているということだと思います。また、13号の第一自動車学校の前あたりの要はロータリーの部分のところなんかは、双葉コンサルさんの立て札があって、その方々が花植えをしたり草むしりをしたりという安全性が確保、担保されたところについてはそういった花植え等々のことがあられるようですが、やはり国としてはなかなかそういったことのボランティアを受け入れるということにはならないのかなと思いますが、必要があったときには、うちの地域整備課を通してですが、除草をお願いしますということで国にお願いを申し上げているところでございます。

県についても、県道では路肩から1メートル程度でございまして除草作業を、国に比べると回数は少ないんですが、そういった形の中で除草作業もしていただいております。県については、特に鮎まつりのあたりに、新庄……、舟形大蔵線かな、新庄舟形線の要は鮎まつり会場の付近のところなんかは特に除草していただくようお願いを申し上げているようなところでございます。そういったところでやっておりますし、さらに県では花いっぱいということで、サポート事業ということでやっておりますので、こういった形の中で道路の美化というものを進めていっていただきたいと思います。

町としては、先ほど申し上げましたとおり5つの町内会でやっておりますが、実際のところとしましてはいろいろな課題もございまして、本来6町内会でやっておりましたが、西又町内会で高齢化に伴いそういった除草作業のボランティアができないということもありまして、町内会からの申し出により業者さんの委託に変わっているというところもございまして、そういった、町としても今後町内会の高齢化なりという問題を抱えながら、しかしながらやはり自分たちの道路は自分たちの力で地域をきれいにしていくという自助・共助・公助という観点から道路の美化運動を進めていければと思っているところでございます。

1番 国の国土交通省におかれましては、無償ではありますが、団体登録等で、飛び石とかそういう、ほかに危害を加えた場合は作業者の補償になりますけれども、けが等につきましては登録していただければその対応になっているらしいです。

それと、先ほど若鮎まつりの時期に合わせての除草作業、多分伊藤組さんがボランティアでやっているのかもしれませんが、できれば、その会場だけではなく、県道、国道もその際に一気にきれいにしたほうが、その場所だけきれいじゃなくて、町に入った瞬間に、そのルートですかね、若鮎まつり会場まで行くルートがすっきりしていることが町としては最優先に臨むようなことではないかと思っております。その辺は今後そういう団体と協力的に、若い世代にも声をかけながら、あとはやはり除草作業する際にも、機械等のない人で、気持ちがあっても、したいけれどもできないような人もいますので、そういう貸し出し的なものとかも考えていただければそういう取り組みが行われるのではないかと思っております。それに対しては以上で終わりたいと思います。

次に、道路の歩道の舟形町の計画についてですけれども、多分13号線の信号からのことですかね、道路の歩道整備というのは。

議長 5分前です。

町長 先ほどの草刈りなんですが、国にも要望しておりまして、13号の新庄から来る方向の紫山の道路についてもあわせて国に要望して草刈りをしていただいているという状況でありますし、さらにボランティアで機械を貸してということもあるようですが、やはりボランティアの原則は自分の力でということなので、そういった機械を持っていない人ということについてはやはりそれはボランティアに申し込めないだろうと思うところです。

それから、国道13号の歩道整備については、13号のトンネルを過ぎてきまして、それから舟形橋までの間の区間ということでありまして、第一町内会の最初のところぐらいからということで歩道の整備計画を今しているところでございます。

1番 その計画はある程度知っていますけれども、これはちょっと余談というか、今後の舟形町で取り組むべきと言ったらおかしいんですけども、道路とか歩道とかを直す際に、舟形町は縄文の女神が発掘された場所ということで、実際の物はないんですけども、何かの形でそういう雰囲気を出していきたいと思っております。商品といたしまして舗装や舗装に係るかわらリサイクルというものがあって、かわらリサイクル舗装という、かわらを粉砕したものを使った、要するに土ですね、焼き土の舗装を、町、西ノ前遺跡付近でもいいですけども、今後そういう歩道等もそれに関連したような形にしていければいいかなと思っております。土ということで、照り返しがなく、水はけもよい、リサイクルということもあって環境にはすごい優しいものかなと思っておりますので、その点について今後検討していけたらなと思っております。

町長 かわら舗装というのはちょっと私もどのようなものか理解できておりませんが、ただ舟形町におきましては、そういったものも非常に大切なことかなと思いますが、冬期間、歩道の除雪等も入ります。そういった中で、県とかそちらの方々は除雪車が入っても大丈夫ですということであれば採用していただけるかもしれませんが、そういったところも含めまして調査をさせていただければと思います。

1番 その点につきましては、かわらリサイクルという骨材を使った材料ですけれども、ソフトから強度面まで含めて舗装同等の力は、力というか、強度はあると私は調べておりますので、できれば今後の課題として、そういう舗装事業をする場合にはそういうかわらリサイクル等の、ちょっと多分料金は高目だと思いますけれども、景観とか、草木も生えてこないの、土なので、道路脇の路肩とかそういう部分に使用できれば、すごい景観もよくなっていくのかと私は考えております。

時間になりますけれども、以上で質問を終わらせていただきます。

議長 以上をもって、叶内昌樹議員の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時32分 休憩

午後 1時02分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

先ほどの6番奥山謙三議員の一般質問に対して町長より追加の答弁がありますので、お受けします。

町長 先ほど、前の分譲地の単価を質問されましたけれども、答えられませんでしたので、今お答えしたいと思います。

価格がそれぞれあるんですが、安いもので平米当たり1万2,800円から高いところで1万3,600円ということで、価格についてはこの2種類になるようでございます。

議長 なお、議員の皆さんに申し上げます。6月、9月定例会は議場での上着の着脱を許可しておりますので、暑い方はご自由に脱いでください。以上です。

それでは、引き続き一般質問をお受けいたします。3番伊藤欽一議員。

3番 それでは、私からは2点、通告書に従いまして質問させていただきます。

初めに、1点目でございます。「交通事故防止対策は実行するのか」ということでございます。

令和元年5月8日に、滋賀県大津市で車2台が衝突し、1台が散歩中で信号待ちをしていた保育園の列に突っ込んで、2歳の男の子と女の子が死亡するという大変痛ましい事故が起きました。10日には愛知県西尾市で母親と2歳の長男が事故に遭い、母親が意識不明の重体に、

また15日に千葉県市原市では公園の砂場にいた2歳の保育園児5人と保育士2人に車が突っ込み、園児をかばった女性保育士が大けがをしています。最近、小さな子供がかかわるような事故が多いように思われます。

当町では、去年5月に長沢地区で小学生が車と接触する事故があり、本年4月に自転車に乗った中学生が車に衝突する事故が起きています。

昨年9月定例会で「交通事故防止の取り組みを早急に」という質問をしました。内容は「夜間になると「止まれ」の標識が見えづらい箇所の改善と、道路の路面状況、横断歩道や停止線などを早急に確認し、危険箇所の安全対策が必要ではないか」です。答弁は「ことし事故が発生した箇所の現場を確認するなどし、その結果を踏まえ、必要な対策を講じるよう関係機関に働きかける」でした。しかし、昨年5月の事故現場の横断歩道のラインはいまだに改善されず、塗装が薄くなり、車のドライバーは標識を見落とせば横断歩道とわからない状況です。改めて確認しますが、関係機関にどんな要望をどの時点でしたのかお聞きします。

安全対策は、事故が起きてからでないかと講じられないのが現実のように見受けられますが、交通事故が起きないように対策をすることが重要だと思うが、取り組みについて町長の考えを伺います。

2点目でございます。「スクールバスの乗降場所の検討を」ということで質問させていただきます。

先ほどの質問にもありましたが、昨年5月の事故は、スクールバスをおり、県道を横断しての接触事故でした。以前に長沢第三の町道平石線と県道交差点でも、登校でバスに乗るため横断しようとした中学生が車と接触し、救急車で搬送された事故が起きています。現在、送迎をしている保護者や町内会長も大変心配しているようでございます。

危険箇所の再確認をし、安全に乗降車が可能な場所の検討が必要に思います。また、車両にも音声による安全装備を加えることも安全対策上有効と思いますが、町長の考えを伺います。

町長 それでは、3番伊藤欽一議員の交通事故防止対策は実行するのかについての質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、昨今、幼い子供たちが巻き込まれる痛ましい交通事故が全国的に発生している状況にあります。議員が言われますうちの一つ、駐車場より砂場へ急発進した事故のような場合には、当町で昨年より実施している高齢者先進安全自動車購入補助金が事故防止に結びつく一つの対策ではとまっているところでございます。

さて、昨年9月定例会でご質問いただきました交通事故防止の取り組みですが、早速10月にご指摘の標識や横断歩道について舟形町駐在所と相談し、新庄警察署を通して公安委員会に要望をしております。さらに、今年度、新庄警察署の人事異動を踏まえ、改めて5月に担当者が新庄警察署に赴き、要望事項の確認と速やかな対応を要望してきております。

このうち横断歩道については、昨年より要望してきた箇所中、舟形中学校前や一の関信号機の箇所は既に塗装が終了しております。また、幅地区の横断歩道については、当初工事予定箇所とされておりませんでしたので、今後予定されている追加工事に最優先での実施を要望してきております。また、野地区の国道47号と県道56号の交差点の標識については、ことし5月に警察署担当者とグーグルマップで確認をしながら、自光式標識等の対応を強く要望してきております。横断歩道や追い越し禁止のセンターライン、標識の設置は公安委員会の許可が必要になりますので、引き続き舟形駐在所と連携しながら新庄警察署を通して要望してまいりたいと思います。

そのほか、指示線については道路管理者が設置することとなっております。富田地区より要望のありました県道については、最上総合支庁道路計画課へことしの5月に指示線の塗装を要望してきております。

また、町道につきましては、事故発生箇所に停止線を塗装した上で自光式自主規制の標識を設置しております。さらに、その他の箇所についても、状況を確認し、15カ所程度、停止線塗装の発注を進めているところであります。加えて、町内会からの要望を踏まえ、カーブミラーについて、危険と思われる箇所への設置を進めており、また本町通りに「スピード落とせ」の看板も設置しております。事故防止対策として対応が必要な箇所につきましては、今後ともでき得る限り対応していきたいと思っております。

しかしながら、最も重要なのは町民の交通安全に対する意識であり、飲酒運転はしない、安全速度を守る、運転中に携帯電話操作をしない等の運転者の基本ルール遵守が何よりも交通事故防止につながると思っておりますので、今後とも新庄警察署、交通安全関係団体とともに啓蒙・啓発活動を積極的に展開してまいります。

次に、スクールバスの乗降場所の検討をの質問に対してお答えいたします。

スクールバスによる通学範囲を一部の本庁地区を除き全町に拡大して3年目となりました。児童生徒の通学時の安全を第一に考えての対応であります。昨年度、児童のバス降車後の交通事故が起きてしまったことについて、大変遺憾に感じております。

スクールバスの安全指導につきましては、毎年4月に行っている登校時の乗車指導や、新入生児童への安全指導を主眼としたバス添乗指導、児童生徒の通学の様子を点検しながら随時指導を行っております。また、事故発生後は、児童生徒に対して、道路を横断する際は、バスが離れ、見通しがよくなるまで待つこと、左右を自分の目でしっかり確認してから渡ること、安全を確認し横断歩道を渡ることについて、具体的な場面を想定した指導を継続的に行いながら安全意識をより高められるよう現在再発防止に努めているところです。

さて、現在のスクールバスの乗降場所についてですが、旧町営バスの停留所を利用している場所と独自に乗降場所を設定している場所があります。旧町営バスの停留所は、停車や乗り

おりの安全性を考慮して選定されたところであり、運輸局の許可を得ていた場所ですので、スクールバスの乗降場所に行っているところが多数あります。一方で、独自に乗降場所を設定しているところは、利用する児童生徒の人数なども踏まえて地域と保護者の方々が協議し、町に乗降場所を要望して設置されたところです。例えば長沢第一町内では、昨年度、冬期間の道路状況を勘案して乗降場所を旧八ヶ岳林業跡地に変えました。今年度からは年間を通してこの場所を乗降場所としています。また、福寿野町内では今年から乗降場所として消防ポンプ小屋前を新たに設けました。

乗降場所の決定は最終的には教育委員会が児童生徒の安全確保や利用者の状況などを合理的に判断して行っていますが、場所の選定については、保護者の意見をもとに、町内会長さんなどにも相談していただき、地域の方々からの同意を得た上で要望相談を受け対応しています。小学校では、毎年町内会ごとに保護者懇談会を行っており、危険箇所の把握に努めておりますので、心配な箇所があれば、まずは地域で検討していただきたいと思います。

次に、音声による安全装備についてですが、現在、町スクールバスには音声安全装備は設置されておりません。音声で車外の自転車や歩行者等へのバスの接近を教える注意喚起放送装置や、運転手のための安全確認装置といったものが実際に販売されているようですが、現段階で設置する考えはありません。町としましては、子供たち自身が注意意識を高められるようにすることが一番大切な安全対策と考え、児童生徒への継続した指導により安全意識の啓発に努めてまいります。

3番 それでは再質問させていただきます。

最初の交通事故防止対策は実行するのにかについてでございますけれども、10月に公安委員会に要望したとの答弁ですけれども、4月15日に一の関の信号機、そして4月16日に中学校の横断歩道、これが塗装終了しております。この箇所についての要望時期は、いつなされたのかお伺いします。

町長 例年行っておりますが、9月の質問を受けまして、10月に舟形町の要望事項をまとめて要望している状況であります。

3番 であれば、事故が起きた箇所が本来であれば優先されるべきではないのかなと考えるんですけれども、その点はどうお考えですか。

町長 その点については公安委員会なり県の考え方としますので、その優先順位について町の考え方と差異があるのは事実かなと思っておりますのでございます。

3番 質問でも言いましたけれども、事故が起きてから対策がとられるというのは大抵どこもそんな感じを受けます。なので、4月15日の一の関の信号機や中学校の前の横断歩道、これは終わっていますけれども、本来であれば、昨年5月に事故が起きているので、10月の町の要望でなくて、その時点で公安委員会なり警察に要望活動をするのが本来であるのかなと思

ますけれども、まとめて10月にするというのは、町のそれは考えてございますか。

町長 毎年、公安委員会については要望箇所をまとめてお願いをしております。ただ、議員から9月に質問を受けたので、改めて10月に要望したということでご理解をいただきたいと思えます。

3番 一般質問してからということでございますけれども、実際にそういう一般質問なくて、そういう事故が起きた、何ら緊急の場合ということに関しては特段の配慮を行政でしていかなければならないのではないかと私は考えているところであります。やはり町長もいつも言っています。子供は町の宝ということで、特にそういう子供さん、弱者の事故に関してはもう少し、何というのか、考えを前に進めたような行政手腕を発揮していただければなと考えるところでございます。

また、もう1点、富田の問題ですけれども、富田がやっているのが、富田の要望書、これはいつ富田地区から要望書が出ているのか、これお伺いしたいんですけれども。

町長 まずは、事故が起きてからということではなくて、先ほど答弁申し上げたとおり、町としては危険と思われる箇所について要望を毎年していると。さらに議員の質問があったので、10月に改めて再度要望したということでもありますので、一般質問を受けたからその年だけ要望しているということではないので、その点についてまずご理解をいただきたいというのと、そういった施設が全て整備されていくということも重要でありますし、町として、答弁申し上げましたとおり、スクールバスの利用拡大地域をふやし、そういった安全確保にも努めているところであります。

そういった中で、そのハード的な面が全て整備されたとしても、事故がなくなるということではないと思えます。答弁の中で申し上げましたが、子供たちを含め一人一人が交通安全に対する意識、そういったものがしっかりしない限り、そういったうっかりとした事故というものは必ず出てくるものだと思いますので、そういった教育、いわゆるソフト面の指導もしっかりとしていかなければいけないというのがこの現状だと思います。

富田地区の要望については、住民税務課長より答弁をさせていただきたいと思えます。

住民税務課長 富田地区につきましては、5月13日月曜日に春の交通安全の県民運動の立哨指導を実施しております。その際、うちのほうで青パトでパトロールした際に、現場に立っておられました方より言われまして、早速地域整備課に相談しているところであります。

3番 ちょっとよく聞き取れない部分があったので、すいません、もう一度お願いします。

住民税務課長 5月13日月曜日になります。春の県民運動の立哨指導の際になります。各町内会長さんや安協理事、母の会の方に立哨をお願いしまして、その際うちのほうで担当者が青パトで随時町内を巡回しております。その際とめられまして、「以前はここに2本の線がありましたけれども、今は消えて見えない。ぜひお願いします」ということで、その場で言われま

して、そのまま地域整備課にお願いしているところであります。

3番 そうすると、これは昨年5月に要望しているということによろしいですか。

町長 住民税務課長より答弁させます。

住民税務課長 富田につきましては、ことしの5月になります。

3番 ことしの5月ということは、富田のあれはことしの5月に要望あったということによろしいんですね。わかりました。

昨年の質問の中で、地域整備課で東部地区から町道に関してのラインを随時やっているということで、大変町民から評価が高いということで昨年質問させていただきました。この交通事故に関しては、きょうも栃木県佐倉市で何か停車中のバスと軽乗用車にトラックが突っ込み、小学5年生15人を含む17人がけがをしているということで、確かに町長が言っております安全対策つきの車、非常に大切でございます。

町長、今ずっと答弁しているのは子供の観点から答弁していますけれども、私はドライバーの観点から質問させていただきますと、そういった目で、視覚に訴えるライン、横断歩道、そういうものをもっと重要視していかなければならないのではないかという私の考えでございます。確かに子供たちに学校、家庭、いろいろなところで指導はしていると思うんですけども、やはりなかなか逃げるっても逃げられない。車はドライバーの運転なんで、視覚が大切なのかなということで、もっと視覚に訴えるような対策を講じてほしいというのがこの質問でございます。そこら辺をもう少し考えをお伺いしたい。

町長 議員のおっしゃることはわかるんですが、横断歩道あるところについては、その前に標識が立っておりまして、横断歩道がありますという標識があるはずですよ。そういった中で路面の横断歩道の塗装がしっかりとあるというのは、それは大事なことだと思います。とって、例えば冬期間、雪が積もっているような状況の中でそれが見えるのかといたらそれは見えません。そうした場合には、その標識なりそこを通るドライバーがしっかりと注意をすることが大事だと思います。

いずれにしても、議員の言われるそういう安全に対する要望についてはしっかりと県にも伝えてまいります。やはり一番は、子供たちもそうですが、運転者も注意を怠らずに運転をすることが非常に大事なんだろうと思いますので、そういった面も含めて町民の方が、飲酒運転をしないですとか、うっかり運転をしないとか、携帯をいじりながら運転することのないように、舟形町としては指導を続けていかなければいけないと思っているところでございます。

3番 確かに町長言われるように、冬期間は見えません。それは誰しもわかります。ただ、じゃ冬期間見えないから、じゃ夏もいいのかと、そういう問題では私はないと思います。やはり冬期間は冬期間で見えない、それはそれでやはりドライバーもある程度気をつけると思いま

す。しかし、雪がないときに、そういう視覚に訴えるものを、あるものがない、あるものがないというのはちょっと言葉、語弊ですけども、本来であればちゃんと設置して、なっていないのを見えない、それは町長の言っているのはわかりますけれども、ちょっと私とはそこら辺の考え違うのかなと思います。

確かに公安委員会、警察でそういう横断歩道に関しては許可が必要だということでございます。ならば、許可をいただいたら町で横断歩道を例えば代替で塗装とかできるということはあるんでしょうか。

町長 私と考え方が違うということを言われましたが、そうではなくて、議員が言われることはそのとおりだと申し上げている中で、我々はそのために努力をしていくと。ただし、町のものであればそれを施行することは可能なんですけど、公安委員会に要望してやらなければいけないという中で、その優先順位が一の関の歩道、さらには舟形中学校の前の横断歩道ということになるんだろうと思います。それはいずれも通学路としての部分を有しているということの中のそういう公安委員会での判断だろうと思うんですが、そういったことをしっかり当然するということについては、町で努力をしないということではなくて、しっかりとやっていくということは先ほどから申し上げているとおりであります。

今ご質問のあった、横断歩道が公安委員会の許可を得れば町でできるのかという質問については、今のところできないという状況でありますので、県の公安委員会にお願いせざるを得ない状況にあります。

3番 いずれにしても、ちょっと対応に関してもう少し、そういう事故が起きた危険な箇所に関して、もっと強い要望していただきたいというか、もう少し町内会との連絡をとっていただいて、やはり危険な箇所、優先順位あります、確かに。しかしながら、そういった事故が起きたところ、危険なところ、町内会でここはどうしても必要だということ、早急に、再度言います。早急に確認して、もっと強い要望なり実行をしていただきたいというのが私の基本とするところでございます。

もう1点お聞きしたいのが、先ほどありましたけれども、「現場をグーグルマップで確認した」と、これの答弁あります。なぜ現場で確認しないのかお聞きします。

町長 グーグルマップで確認をしたというのは、亀割バイパスと県道のぶつかる野地内で、これも議員が質問したところでもあります。その箇所について、既に停止線とそれから「止まれ」の標柱が立っているところの中でもう一回確認をしたということでもありますので、なぜその場に来て確認をしないのかということですが、県に要望に行って、一つ一つ県の担当の方が来ていただければよろしいんでしょうけれども、最上管内全部を担当しているという中にいて、場所の確認はこうだということ、当然こちらでも現場の写真も持っていきながらやっているわけですので、全て警察の担当の方がここだということ、現場に来ていただければよろ

しいのかと思いますが、そこは相手もあることですので、ご理解をいただきたいと思ひますし、その前の質問の中で強い要望と実行ということがありましたが、要望は先ほども申し上げましたとおり5月に、人事異動も伴うということで、要望してまいりました。ただ、実行ということは、できるように要望しますが、町で、先ほど申し上げましたとおり、するところの範囲を超えた場合についてはこれはなかなか実行できないということだろうと思ひますので、引き続き要望してまいるといふことで申し上げるしかございません。以上です。

3番 グーグルマップで位置を確認したというだけだと思ひます。この件に関しては昨年6月に質問しておりますので、深く質問はしません。ただ、あそこは日中でなくて夜間になると見えないといふことで、やはり時間外になるかもしれませんけれども、実際にそういったとき、雨のときとか行って確認していただきたい、実際のところを確認していただいて、要望するに当たってはやはり自分の目で見えて要望していただきたい、それが願ひでございます。ただ見た段階で要望するのと実際にその現場に行って、雨の日、霧の日、例えばそういった視界が悪いところに行って、見えない、実際に自分がそういう体験してそれを伝えるといふのがやはり相手にとっても伝わるのかなと、ただ文章だけでなく、言葉として伝える場合はそれが私は基本だと思ひます。できるだけそういった現場に足を運んでもらって、実際を見て、できれば要望活動をしていただきたいといふのをひとつ願ひしておきたいと思ひます。これに関しては余り深くはしません。

ただ、最後に1点ですけれども、ここだけでなく、町道箇所、先ほど中学生が登校中に事故が起きた平石線と県道のぶつかるところ、あそこのラインも見えませんが、あと町道に関してもカーブで見えないところがラインが消えて、センターラインがあったら右左わかるのかなと、そういったところ結構あります。そこら辺も、これは町道でございますので、町道に関しては町でできるでしょうから、そこら辺は早急に、危険な箇所対策をしていただきたい。事故は起きております。そういうところを早急に見直ししてやっていただきたいと思ひております。

続きまして、スクールバスといふか、乗車位置に関してですけれども、これに関しては、音声による安全装置といふのが私の思っていたこととちょっと違うのかなと思ひました。答弁では、車外の自転車、歩行者へのバスの接近を教えるためのといふことですが、私が考えたのは、スクールバスの車内です。子供たちが乗っておりますときに、おりたら飛び出しをしないとさういふバスの中での案内のアナウンスでございます。スクールバスの運転手さんに聞きますと「マイクはついてはいますけれども」といふ話でしたけれども、運転手さんが一々おりるときに「バスをおりたら注意して」といふのはそれも大変だと思ひるので、さういふアナウンスの設備、子供たちはバスの中でいろいろ話ししたりしていると、学校とか家庭でいろいろバスからおりたら飛び出ししないようにとかいろいろ言われても、なかなか

かやはりおりるときにちょっと飛んでしまうような場合もあると思います。それで再度、バスからおりるときに車内のアナウンスで「おりたら飛び出ししないように」とかそういった文言のアナウンスの装置ができないのかなということでございます。それについて、再度お伺いします。

町長 まず、先ほどの交通安全の関係で、担当者は実際の現場に行って写真も撮ってきておりますし、議員言われるようにいろいろな気象条件の中でとか時間帯を見ながら要望すべきだということがありました。そういったことも踏まえながら町としては対応しているつもりでございますが、そういった形でまず今後とも危険な箇所があったときにはやっていきたいと思っておりますし、ただやはり標柱に対して「止まれ」があつて、さらに自光式の標識等については今のところそういう事例がないということで公安委員会にも言われているようでございます。そういったものも含めながら再度要望していきたいと思っておりますし、町道のセンターライン等々について、議員のほうでぜひ危険な箇所だというご指摘あれば、地域整備課に教えていただきたいと思っております。

音声案内について、今のところ、教育委員会と話をしておりますけれども、マイクで運転手さんが声がけをするということが一番早いのかなということで、教育委員会でも検討しているようでございます。

いずれにしても、やはり一番大事なのは、スクールバスをおりて、スクールバスが離れるまで横断をしないというような、そういったことをしっかりと教えていくことが大事かと思っておりますので、それらもあわせて検討させていただければと思っております。

3番 とにかく事故が起きてからでは遅いので、事故がおきないような対策を率先してやっていただきたいと思っております。何回も言います。子供たちは、やはりバスからおりてすぐうちに帰りたいたくなればそういった指導もなかなか忘れがちになると思っております。直前にワンポイントのアナウンスなんか非常に有効だと私は思います。今後、十分に検討をして、安全対策、特に子供たちの安全対策に関しては、これでもか、これでもかというような安全対策を実行していただきたい、そう思います。子供は舟形町の宝、町長が言っているように、ぜひともそこら辺を十分今後検討していただきたいと思っております。

議長 5分前です。

3番 以上で私の質問を終わります。

議長 以上をもって、伊藤欽一議員の一般質問を終結いたします。次に、5番石山和春議員。

5番 私からは、通告書に従いまして「認知症対策は」と題して質問いたします。

政府は、認知症の人数を抑制するため、今後6年間に70代の人口に占める認知症の人の割合を減らす案を新たに策定する認知症の大綱に明記する方針を明らかにしました。

平成24年の国の調査では、70歳から79歳までの認知症の人の割合が約18%だったものを6%

抑制を目指すというものです。きょうの山新報道によれば「この数値目標を取りやめへ」となっているようです。6年後には65歳以上の5人に1人、約700万人が認知症になるとの推計があり、大きな社会問題として捉えなければなりません。

町は、認知症に対する不安を少しでも減らし、安心して地域で暮らしていくために「認知症安心ガイドブック」を配布いたしました。内容を見ますと、①認知症について、②認知症を正しく理解する、③認知症の方を支える機関や制度と詳しく説明されており、家族にとっては心強いガイドブックになっていると思います。

山形県の現状を見ますと、平成30年10月1日現在で65歳以上の人口は35万6,789人で、高齢化率は約33%となっております。また、2015年にベビーブーム世代が前期高齢者に到達し、2025年には高齢者人口が約3,500万人を迎えると言われており、以下の点についてお伺いします。①現在の舟形町の65歳以上の人口と高齢化率は、②認知症サポーターの養成はもちろんですが、地域全体で支えなければと思いますが、町の考えをお伺いします。

町長 それでは、5番石山和春議員の認知症対策はについてのご質問にお答えします。

まず、65歳以上の人口と高齢化率についてであります。平成31年4月1日現在で65歳以上の人口は2,074人、高齢化率は38.9%です。10年前と比較すると65歳以上の人数は23人の増加、高齢化率は7%の増加です。

次に、認知症サポーター養成などの町の施策についてであります。

認知症に関する国家戦略として、国では新オレンジプランを平成26年度に策定し、山形県でもこれを受けて山形県認知症施策推進行動計画を策定しています。

町の認知症対策の取り組みは、こうした国や県の計画を受けて、第7期の舟形町介護保険事業計画の中に位置づけ、対策を実施しております。

認知症サポーター養成講座は、この認知症施策の具体的な取り組みの一つであります。これは、認知症に対する正しい理解を持ち、認知症の人や家族を温かく見守る応援者を認知症サポーターとして養成する事業です。町では平成22年度から取り組んでおり、平成30年度末で講座の開催数が37回、受講した人数が延べ769人となっております。この養成講座の講師となることができるキャラバンメイトも現在36人おり、なるべく多くの町民の皆さんに認知症への関心を持ってもらうことや、認知症についての正しい知識を持ってもらえるようにと取り組んでおります。この事業については今年度もキャラバンメイトを中心に講座を開く予定であり、これからも継続して取り組んでまいります。

また、認知症カフェや百歳体操の事業にも取り組んでおります。認知症カフェは、認知症の人や家族が気軽に相談したり情報を得ることができる場所を設置する事業で、町内の介護事業所において冬期間を除き毎月1回開催しております。百歳体操の事業もおかげさまで全町的な広がりを見せており、現在18団体がそれぞれの地域で自主的に活動しております。百

歳体操に参加する人にも認知症サポーター養成講座を受講している方が多くいますので、このような取り組みを通じて認知症に対する情報や知識が普及し、そして地域ぐるみで認知症対策について支え合っていけるような地域づくりを推進してまいります。

5番 認知症は、なりたくてなるという人は誰もおりません。これまで長年にわたって頑張ってきた方も、高齢になれば誰でも起こり得る病気なわけです。早期発見、早期受診、そして早期治療というのが必要不可欠なわけですがけれども、高齢化率が38%というただいまご答弁がございました。県との比較では5.9%も高くなっております。県は昨年10月、町は4月1日ということで、半年間の時間的な差はありますけれども、5.9%高くなっている要因としては何が考えられるのかお伺いします。

町長 人口減少がやはり一番の問題かと。さらに、やはり少子化といった生産人口が減少しているというのが一番の高齢化率を上げている要因だと思います。

5番 私も少子化というのが一番大きな原因だろうと思っております。

それから、ただいまの答弁で、10年で7%増加していると、高齢化率が7%増加しているというご答弁がございました。これも同じ要因だとお考えでしょうか。

町長 10年前と65歳以上の人数の差というのが23人しかないわけです。その中で7%も増加しているということを考えると、今議員がおっしゃられたとおり、少子化というものが大きく影響しているものだと思っているところです。

5番 ここに認知症の安心ガイドブック、こういうものが、町で配布したやつですけれども、ここにございます。この中に徘徊高齢者家族支援サービス事業というのがございます。その中で、徘徊探知機等購入の助成、これは購入費用の2分の1、上限2万5,000円ですけれども、この申し込み実数というのはこれまで何件ぐらいあったのかお伺いいたします。

町長 そのことにつきましては、健康福祉課長より答弁させていただきたいと思います。

健康福祉課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

徘徊高齢者家族支援サービス事業でございますけれども、機械の購入の助成については今のところ1件もございません。ただし、機械の補助ともう一つ、登録制度がございまして、そちらに登録していただきますと、警察と町と介護事業など関係者で情報を共有しまして、徘徊のためにうちからいなくなったという情報が来ればすぐに関係者の間で情報を回して、本人を探すというシステムでございますけれども、そちらには5月現在で8名の方が登録しているという実績でございます。以上です。

5番 今お答えいただいたのは、ゆいネットワーク登録ということだと思うんですがけれども、徘徊探知機等購入の助成、これゼロというのは、どうでしょうか、町民への周知不足なのか、あるいはまた制度自体を知らないのか、あるいは何らかの事情で申し込みをしないのか、町としてはどう推察しておられますか。

町長 その件についても健康福祉課長より答弁させていただきたいと思います。

健康福祉課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

探知機でございますけれども、今、探知機につきましてはさまざまな種類ございまして、携帯電話でもGPS機能がついておりまして、できるものとか、あとセコムとかそういったところを出している機械、さまざまございます。いずれにしましても、ご家族さんからご相談あった場合にはこういったものがあるということで紹介はさせていただいているのですけれども、本人が実際身につけてふだんいるかという話になると、また家族さんにとっては心配されるところで、機械につきましても結構安くないわけでございます。2万5,000円までということで助成はありますけれども、そういったところで実際のとき役に立つかといったところで悩まれる方もおられまして、結果として機械の導入までには至ってないというのがただいまの現状でございます。

5番 このガイドブックにはせっかく徘徊高齢者家族支援サービス事業としてこういう事業があるわけです。何とかこういうものを利用していただいて、徘徊をすぐにでも探すことができるとかそういうことにしてもらわなければならないのかなと思っております。

それで、高齢者を取り巻く現状として、県内における行方不明者事案として、これは山形県警の調べですけれども、このような現状を説明すべきだと私は思います。これは平成24年から、これは県警の調べです、平成28年まで5年間です。認知症行方不明者として平成24年が114名、平成25年が120名、平成26年が108名、平成27年が112名、平成28年が119名と、これほどの認知症の行方不明者が出ているわけです。ですから、こういう説明をするときに、こういうことも家族さんにはきちっと説明した上で勧めるべきじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

町長 その件についても健康福祉課長より答弁させていただきたいと思います。

健康福祉課長 今、議員から大変参考になる数値をおっしゃっていただきました。そういったことも踏まえて、これから相談に来られる方にはお話ししたいと思いますし、また広報紙とかそういった対策の周知をする場がございましたら広く周知をして理解をしていただき、徘徊高齢者のサービス事業につきまして適切に利用していただけるように努めていきたいと考えておりますので、ご了解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

5番 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、先ほど課長から答弁ありましたけれども、ゆいネットワーク登録ですね、いわゆる事前に町に登録しておくことで、万が一の場合、行方がわからなくなった際に捜索に必要な情報、関係機関と協力して迅速な捜索や早期発見、保護につなげるというものでございます。先ほど8名と、登録している方が8名というご答弁ございました。この8名というのは、いつの時点で8名なのかお伺いします。

町長 その点につきましても健康福祉課長より答弁させていただきたいと思います。

健康福祉課長 お答えいたします。

ことしの5月現在で8名でございます。

5番 わかりました。

それでは続きまして、認知症サポーターについて若干伺いいたします。

平成30年度末で769名となっているとの答弁でございました。平成30年9月時点で651名、それから約半年で118名ふえて769名となっております。これは延べ人数ではそうだと思うんですけども、同じ方が何度も受講しているということというのはありませんか。

町長 同じ方が受講していることはあります。

5番 同じ方が受講しておれば当然延べ人数としては多くなってくるわけです。そういう面で、実数というのは、延べ人数じゃなくてですね、サポーターの実数というのは把握されておりますか。

町長 実数は把握しておりません。

5番 実は、認知症サポーター講座なんですけれども、私もサポーター講座を受講しました。そのときにもらったのがこのオレンジリングとこの鈴です。これがサポーターのあかしであるということまでいただいてまいりました。持っている方はたくさんおられると思います。

その受講したときに一緒に受講した方で商店を営んでいる方がおられたんですけども、店に来るお客さんで、豆腐が好きだということで、おばあちゃんが5丁買っていったそうです。次の日にまた豆腐を5丁買いにきたと。ひとり暮らしでどう考えてもおかしいなということで、このお店の方は市役所に連絡をしたそうです。そうしたら市役所ですぐお店に来て対応してくれたということで、非常に困ったと、お店のほうでは困ったというお話をされていきました。商店ですから当然お金のやりとりもあります。そういうことで、果たして売ってよいものか、売って悪いものか、本当に困っていたんですというお話も伺いました。

そういうことを考えますと、ぜひともこの認知症のサポーター講座を受けていただいて、やはり地域全体で認知症の方をサポートしていこうというためには、サポーターをまだまだふやす必要があるんじゃないかと思うんですけども、やはり延べ人数じゃなくて実数として捉えるべきじゃないかと私は思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

町長 確かに議員おっしゃるとおりでありまして、人口に占めるサポーターの割合とかそういった面でいくと郡内の中でも高いほうに舟形町はございますし、県内でも高いほうに位置しているところであります。ただ、やはり多くの方にもっともっと認知症というものを理解していただきながら、いずれ我々もなるであろう認知症に対して町民みんなで支えていけるような、そういうまちづくりをしなければいけないという思いはございますので、そういった面でも広げていきたいと思っております。

前回まで議員であられました加藤議員なんかも消防団としてこのサポーター養成講座に消防団の方々が参加しておられます。そういったところで、加藤団長の話ですと認知症の方を探すときに認知症の方に対する対応の仕方というものを消防団としても知っておかなければいけないという思いの中で受講するというものでありましたけれども、そういった意味も含めまして、いろいろな職種の方々とかそういった方々に対応していただけるような、そういった養成講座がある場合については町でも周知をしまいたいと思います。

5番 認知症というのは、認知症になられた方、この方というのはもちろんそうですけれども、その方を支えている家族の方の苦勞といいますか、悩みというのは本当に口であらわすことのできない、はかり知れないものがあるんだろうと私は思っています。そういう中で、行政ができること、あるいはまた行政はできないけれども民間だったらできるというようなこと、いろいろあると思います。地域ぐるみで支え合っていけるような地域づくりを推進していくという答弁でございました。地域づくりを推進していくという答弁ですけれども、具体的にどのように推進していくのか、もしお考えがあったら伺いたしたいと思います。

町長 ぜひ推進していくということではありますが、今年度の事業計画等も踏まえながら、健康福祉課長から答弁させていただきたいと思います。

健康福祉課長 お答えさせていただきます。

地域での推進をどのようにするのかというご質問でございましたけれども、平成30年度、昨年度から介護保険事業の中での事業なんですけれども、生活支援コーディネーターということで1名、地域包括支援センターに配置しております。これはどんな役目かと申しますと、高齢者の方が住みなれた地域で、できるだけ長く健康に暮らしていただくためにということで、町長も常々言っておりますけれども、「100歳まで元気で」というところで、そういった生活を支えていくためにはどういったことを地域のサービスとして考えて、そしてそれを担ってくださる担い手の方々をどう育てていくかといったことを、育てていくためのコーディネーターなんですけれども、そういった方を配置して事業に取り組んでおります。その方には昨年度よりまちづくり課で取り組んでおりますワークショップにも参加していただいております。各地域でどんな今困り事があって、これからどういう地域づくりをしていきたいかという話し合いにも参加していただいております。そういったことを踏まえて、地域づくり全体の中で高齢者の方々に対する地域づくりという部分で生活支援コーディネーターの方にかかわっていただいております。

今、地域づくりと申しましても、高齢者の方が占める割合がかなり高いところになってございますので、そういった地域づくり全体を考える中で、高齢者の方が生活していきやすいように、先ほど出ております認知症サポーター養成講座も認知症に対する知識を皆さん正しく持っていただいて、自分の家族または近所でそういった、ちょっとこの方最近おかしなね

がとかっていうことを早く気づいていただいて、周りで家族や地域全体で見守りをさせていただくことで、認知症になっても地域でできるだけ長く住んでいただけるような地域づくりができるんじゃないかなと思っておりますので、そういった支援をできるような仕組みなども将来的には考えていけるような地域づくりの一つの手段としていきたいと考えております。

今、担い手というお話もしましたけれども、なかなか担い手の確保も難しい地域もたくさんありますので、皆様方から知恵を拝借いたしまして、今後高齢者も含めました地域づくり全体としまして高齢者を見守っていくということを取り組んでいきたいと思っておるところでございます。以上です。

5番 詳しく説明いただき、ありがとうございます。

今、健康福祉課にはこういう「認知症を学び、地域で支えよう」という本があると思うんです。この中から、こちらのガイドブックにはこの中から抜粋している部分もかなりございます。これは民間ですよ、やっているのが。民間の団体が、NPO法人ですから、発行しているのがNPO法人地域ケア政策ネットワークというところが発行しています。こういうものを活用して、やはり地域住民にはこういうものがあるんだよということで、1回、こんな冊子じゃなくてもいいですから、まだまだ薄いやつで結構ですので、そういうもので1回周知していただくということはどうでしょうか。

町長 その方向で検討させていただきますが、なお詳細等について健康福祉課長より意見ありましたら答弁させていただきますと思います。

健康福祉課長 お答えいたします。

ただいま議員から提示いただいたパンフレットなどについては、そういった認知症関係のチラシやパンフレット多数、包括支援センターには届いております。何かにつけ利用させていただいております。

全戸に配布するというご質問でございましたけれども、議員ご指摘のように、その中から抜粋して今回の認知症ガイドブックを作成したりしておりますので、そちらを今回、平成28年度に1回配布したんですけれども、今回はその改訂版ということで全戸配布させていただいておりますので、先ほどご質問いただいたように、周知の意味もあって今回配布させていただきました。

なお、そういったチラシとかパンフレットたくさんありますので、また折を見てそういったことで全戸に周知するような形を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

5番 この認知症に関しては、ぜひとも皆さん深い関心を持って進めていただきたいと、ぜひとも地域で、地域の方みんなが認知症の方を支えようということをしていただきたいと私は思っています。このことをお願いをいたしまして、質問を終わります。

議長 以上をもって、石山和春議員の一般質問を終結いたします。

引き続き一般質問をお受けします。2番荒澤広光議員。

2番 それでは私から、通告書に従いまして1点の一般質問をさせていただきます。

質問の主題としては、「地域内での子育て支援、交流の場を」と題して質問させていただきます。

まず、全国的、県内各地で少子高齢化が急激に進んでおります。子供は地域の宝とよく言われますが、舟形町での出生数は平成29年度は21人、昨年、平成30年度は17人と急激に減少しているのが実態のようであります。このように少子高齢化が進んでいく中、歯どめをかけるには大変難しい問題と認識をしております。せっかく舟形町に嫁いできてくれたお嫁さん、若いママさんたち、舟形町で生まれた子供たちがいつまでも舟形町で暮らしていけるような環境の整備が必要だと思っております。

現在の子育て世代の休日の過ごし方はいろいろあるかと思えます。一例として、小さな子供を連れて近隣の市まで行って、公園でブランコ、滑り台、泥んこ遊びをして楽しんできたという話を聞いたことがあります。私たちの世代では近くの公民館、小学校に普通にあった遊具を求めて足を延ばして生活しているのが現状のようであります。

舟形町では、小学校、中学校が統合になり、町内全体で子供たちの交流ができて、大変いいことだと私は思っております。町中央部にはチャイルドランド、若あゆ温泉が整備されています。しかし、長沢、富長、堀内の旧学区には地域で子供たちの集える場、若いママさんたちの集える場がないのが現状のようであります。例えば堀内では、旧小学校跡地はグラウンドを利用して堀内伝承文化保存会が主催で毎年盆踊りをしております。昨年からは花火を打ち上げて、地区民、帰省客の大勢が参加して地区を盛り上げています。しかし、1年に1回のイベントにすぎません。地区のワークショップでも意見がありましたが、この跡地を整備し、子供たちが遊べる遊具、休憩するベンチ等々あれば、子供たちが遊べる場、若いママさんたちが集える場、そしてまたお年寄りの皆さんも一緒に集える場になり、どこの家の嫁さん、どこの家の孫さん、どこの家のじいさん、ばあさんだかわからないというような言葉がなくなるのではと思っております。

平成30年度の町議会政策提言書の提言4にも記載されておりますが、住んでいる人が「舟形町に住んでいてよかった」と言ってもらえるような地区になれば、地区からの若い方々の流出防止の策になるものと思えます。遊具を設置し、誰が維持管理するとの問題も多々あるとは思いますが、舟形町では「住んでいる人が誇れるまち、豊かな舟形」を目指しており、その一石になればと思い、町の考え方をお伺いいたします。以上です。

町長 それでは、2番荒澤広光議員の地域内での子育て支援、交流の場をについてのご質問にお答えします。

いつまでも舟形町で暮らしていけるような環境の整備が必要とのご指摘のとおりと考えます。

私も、地域の子供たちや父兄や家族が町内で遊び、くつろぎ、町内の交流の輪がますます広がりを見せてほしいと考えております。

議員ご質問の内容につきましては、昨年度開催した洲崎町内会ワークショップにおいても参加された方々からご意見があり、地域における子育てをはじめとした地域の交流の場の確保については、少子高齢化、人口減少という現状において、地域のつながりの希薄化が懸念される中、地域コミュニティ、いわゆる地域のつながりの維持、継続の観点からも大変重要な内容と受けとめております。

堀内地区については、地区の交流の場の一つとして旧堀内小学校跡地があります。夏には堀内地区の伝統行事であり町の無形文化財でもある堀内盆踊りが盛大に開催され、地域住民をはじめ帰省された方々を含めた交流の場となっております。地域の方々にとって旧堀内小学校跡地は思い出の場所であると同時に交流の場所であり、堀内地区コミュニティ形成を考える上で大切な場所の一つと受けとめております。

旧堀内小学校跡地の利活用については、堀内地区連合町内会からも「憩いの場としての緑地公園の確保」という内容で陳情もいただいているところであります。町では、時期は未定ではありますが、新庄次子村山線堀内橋のかけかえ工事の関連により旧堀内小学校跡地の利活用を検討できないかと考えております。具体的な利活用についての検討の時期になりましたら、案をお示しして、地域の方々から参画いただき、必要であれば昨年度開催したワークショップのような形態を用いて合意形成を図ってまいりたいと考えております。

しかしながら、一方では維持管理面の課題もございます。昨今の状況を見ると維持管理が行き届かず事故につながってしまう件も少なくなく、また遊具の形態によっては非常に高価なものもあり、豪雪地域である当町においては維持管理には特に配慮が必要となります。

ご質問にもありましたように、町では舟形若あゆ温泉あゆっこ村のふれあい広場、アユパーク、チャイルドランド、女神の丘公園などを町内外の方々にご利用できる場所として整備しております。そのような状況から、地域への遊具等の設置については、協働によるまちづくりの観点からも地域による設置と維持管理が望ましいという考えもあります。今後、補助事業の有無の調査を行い、例えば木製ベンチやテーブルなどを先行し設置するなど、地域と相談し取り組んでまいりたいと考えております。

2番 ありがとうございます。それでは、今ほどの町長の答弁に対し、二、三、再度質問、確認をさせていただきたいと思っております。

いつまでも舟形町で暮らしていけるような環境の整備が必要であるとの認識を確認し、共有していることを改めて確認いたしました。このことは、舟形町に住んでいる皆さん共通の願いと思っております。町長の答弁に、人口減少に伴って地域のつながりの希薄化が懸念され、地域のつながり維持継続の観点から重要な内容と受けとめているということではありますが、

私も同様に感じております。

昨年、地区で開催されましたワークショップに参加して、改めて地域のつながり、継続して取り組むことと地域の意識の高揚が重要なのかなと感じました。町長答弁の「地域のつながり維持継続の観点から大変重要な内容」という点について、具体的に町長が感じていることまたは考えていることはどんなことでしょうか、よろしくお願ひしたいと思ひます。

町長 やはり人口減少が取り沙汰されておりますけれども、人口減少よりも一番の問題はやはり地域コミュニティーの希薄化、地域のつながりがなくなることが一番の問題だろうと思っております。昨今、悲惨な事件が発生しておりますが、これはやはり都会ならではの人間関係なり地域コミュニティーの崩壊による悲惨な事件ということも私としては考えているところでもあります。

そういった面で、地域の活性化ということで非常に重要な部分としては、その活性化という定義でありますけれども、地域に住んでいる人が地域の資源を活用して創造的な生活を営もうとしている、もしくは営んでいる状況を活性化というんだという定義があります。このことは非常にいいことなんだろうと思ひます。やはりそこに住んでいる人がその地域の資源を活用して、どうしましょう、こうしましょうということでいろいろ考えながら地域をつくっているということが活性化なんだと。活性化の目的は、じゃ何かということなんですが、これはやはり持続可能な地域をつくるのが活性化ということの目的だと私は思っております。持続可能な地域社会をつくるのが活性化の目的なんだろうと思ひますので、そういった面で昨今のワークショップの中で出てきているのは、やはり雪国ならではの雪の問題、それから病院の通院への不安、さらには健康の維持というようなことがワークショップの中でいろいろと出てきているようでございます。こういったことを一つ一つ解決して、できるだけ地域にあってもハンデをハンデと思わせない、それを克服するような施策がその重要な事業ということになろうと思っております。

いずれにしても、やはり地域の方々と常に感覚、密接な連携を図りながら、本当に地域の方々が望んでいることを取り組めれば、こちらでの押しつけの事業にもならないですし、本当に困っていることをしていければ最小限度の財政負担で政策が実現できると思っておりますので、そういったところでこのようなワークショップ等を利用しながらしっかりとまちづくりを進めていかなければいけないと私は感じているところでございます。

2番 ありがとうございます。ただいま町長の答弁では、基本は地域での人づくりにつなげることが大切であるという答弁と受けとめたところです。

私は、地域の集いの場を整備していく中で即効性を考えたときに、子供たちの遊具、ベンチ等々という質問内容をしております。反面、設置費用、維持管理が課題であるということはお互い認識しているところであります。それならば、既存施設の利活用という視点で町長の

お考えをお願いいたします。

町長 確かに私も、子供が小さいころ、東根のタントクルセンターとかそういったところまで連れていったこともございます。やはりすばらしい施設があれば子供たちは喜んでいるということは確かにそうなんです、かといって、例えばそういった施設でなければダメなのかというところでもないだろうと思います。

そういった中で、やはり今現在、都市公園的なものとしましては、チャイルドランドであったり温泉の施設、公園であったりというところが大きなところではございます。しかしながら、長沢地区には旧長沢小学校のグラウンド、さらにそれぞれの地区町内会ごとに少しずつ小さな交流をする場所があるかと思っております。そういったものを都会並みの立派なものということではなくて、その地域地域において十分活用できるものがあれば、こういうものがあればいいねというものであれば、そういったものに対して支援をしていくということが必要になるのかなと思っております。そういったことについても、しっかりと地域での要望に応じていくということで、こちら側の押しつけではなくて、本当にこういったものが一つあればいいんだよということであれば、先ほど答弁で申し上げましたが、木製ベンチであったりそういったものであり、日よけになるものがあればいいんだということであれば、そういったものは余りお金もかからないわけですし、即効性もあるということであればそういうこともできるかなと思っております。

また、旧堀内小学校については、答弁の中でも申し上げましたが、堀内橋がかけかえになります。そのために、住宅がその工事用地にかかってしまっただけで移転をしなければいけないというところも出てきます。その件数についてはまだ県から提示されていないわけですが、そういったところの宅地という部分で、堀内地区に残りたいという方がいらっしゃるのであれば、堀内小学校の跡地の半分ぐらいは何とかそういったところに対応していければなと思っております。ところが、いずれにしても、これらのことについても地域の方々と本当に必要なものを必要なだけということで、最小限度で努めていけるように頑張っていきたいなと思っております。

2番 一番最初の答弁書の最後のほうですけれども、今後補助事業の有無の調査を行い、例えば木製ベンチやテーブルなどを先行して設置するなど、地域と相談し取り組んでまいりたいという回答がありましたけれども、これに関しましても、やはり地域が本当に望んでいる内容を、その辺も、私も含めてですけれども、当然地域と話をしながら町なり等々においてほしいものはして、何とか実現可能かどうか、調査を含めてですけれども、お願いしたいものだなと思っております。

次に、質問内容の旧堀内小学校の跡地利活用について、少しお伺いしたいと思います。

町長は、先ほど思い出の場所と同時に地域コミュニティーを形成する上で大切な場所と認識

されており、堀内地区連合町内会の陳情内容にも含まれておりますが、今現在は草がぼうぼうの状態です。時期は未定であるが、堀内橋のかけかえとあわせて整備を考えていきたいと答弁内容にありましたが、堀内橋に関しましてはまだまだ時間のかかる大きな事業だと思っております。

質問の趣旨は、コミュニティー、集いの場づくりの視点からも早急に事業を着手し、地域に早くおろし、意見を集約してほしいと思っております。将来のその場所の構想等、職員の皆さんがどう考えているかもの状態でも構いませんが、公表可能な素案があるかどうか、その辺も少しお聞きしたいなと思っております。

町長 先ほどの地域の要望に対するベンチとか遊具等の補助の件でございますけれども、その点につきましては、県の緑環境税でベンチ等の補助もございますし、舟形町の社協でも、わずかですが、一町内会に簡単な遊具を設置するだけの補助制度もございますし、また宝くじによる遊具の設置等々の補助事業もあるようです。やはり町内会からどのようなものが欲しいのかというものをもって町で一生懸命考えながら、こういった補助事業もありますということをご提案しながら少しずつやっていかなければいけないのかなと思っております。

また、堀内橋といえますか、旧堀内小学校の跡地について、私も堀内小学校を卒業している関係上、思い出の場所でもあります。今、議員言われるとおり、草ぼうぼうの状況であります。しかしながら、やはり先ほども申し上げましたが、堀内橋のかけかえ工事に伴いまして、数軒、住宅がかかる模様であります。そういったことを考えると約半分ぐらいについては宅地造成地としての受け皿として考えなければいけない。あわせて、質問にもありましたように、伝承400年と言われております堀内盆踊りの会場としても使われておる関係上、半分はやはりその盆踊りの会場として使えるような利用を考えなければいけないと思っております。

そういったことを、じゃどうやってそのことをやっていくのかということについては、従来より申し上げています、地域の方々といろいろ話をし、やはり自分のお金でなければ立派なものを望むというのがこれは人の常だとは思いますが、やはり限られた予算の中で最大限の効果を発揮できるような、そういったものを計画しながら実施できるようになれば一番いいのかなと思っております。

跡地利用についてはこのような形で考えていければと思っておりますし、またあわせて、長沢地区、富長地区にも小学校跡地の利用があるんですが、それぞれやはり地区で持っている公園的なものもあると思っておりますし、そこら辺との関連をしっかりと捉えながら、どのようにその利用をしていったらいいかというのを行政側だけではなくて、地域の方々と一緒に考えていければと思っております。以上です。

2番 ありがとうございます。やはり地域から出た声、地域から出た意見というところを重要視しなければ、せっかく町でつくって与えても活用できない、何にもならないという結果にな

ろうかと思しますので、その辺はやはり、先ほども言いましたけれども、地域で本当に何が必要なのか、何を求めているのかを町内会長さん等々含めて本当に今後あの跡地をどうするのかというところで具体的に地域の声をまとめ上げて、私もまじって上げていきたいと思っております。

もう1点ですけれども、先ほど私の再質問の中で、今現在、あの跡地、旧小学校の跡地が草ぼうぼうという質問をいたしましたけれども、例えば今年度の中であのグラウンド、ほかのグラウンドもあろうかと思っておりますけれども、町で例えば草を刈るとかきれいにするとか、グラウンドを整地するとか等々の計画があるのかなのか、これも1点お聞きしたいと思っております。よろしく申し上げます。

町長 残念ながら、町ではございません。したがって、荒澤議員と2人で朝でも草刈りをしなければいけないのかなと思っております。その点については、もしそういうことがあればご協力をいただければと思っております。

2番 ありがとうございます。私も何とか頑張りますけれども、2人だけではどうしようもありませんので、お互いいろいろな人に声かけをしながら、何とか地元の集いの場として生まれ変われるように、何とかしていきたいと思っております。

最後ですけれども、私は初めて地域の代表としてきょう一般質問をいたしました。舟形町が進める「住んでいる人が誇れるまち、豊かな舟形」を目指すために、コミュニティーづくりの大切さ、若者が定住しやすい地域のコミュニティーをつくり上げるための政策について、施設整備を進めるのはどうかという質問の内容です。答弁では、ハード面やソフト面で多くの課題や一定の町の方向性を確認することができたと思っております。

最後に、繰り返しになりますが、「住んでいる人が誇れるまち、豊かな舟形」を目指すために、子育て支援、交流の場づくりについて、再度町長の考え、方針をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

町長 少し話が変わるかもしれませんが、最近、二度、同じ方から防災上の講義を受けました。東京大学の特任教授の片田先生という方で、防災関係の非常にパイオニアといいますか、エキスパートの方でございます。その方の話があったものですから、3番議員の伊藤議員のお話についてもハード面よりソフトだという話を大分させていただいたんですが。

ちょっとお話をさせていただきますと、釜石市にずっと防災教育でその方は入っていらっしゃるんだそうですが、子供たちに「津波来たら、地震来たらどうするや」と言うと、「僕逃げない」と言うんだそうです。「何で逃げないの」と聞いたら「防潮堤があつから大丈夫だ」と子供は答えるんだそうです。子供が「防潮堤があるから大丈夫だ」と言うわけがなくて、おじいさん、おばあさんであったり、お父さん、お母さんがそういう話を家庭でするものだから、そういうことで「逃げない」という答えが出てくるんだと。「逃げなかったら家族の人は

どうするや」とまた聞くと「探しに来る」と言うんだそうです。「探しに来たときに津波に飲まれたらどうなる。家族の人は死んでしまう。なら君たちはどうしなければいけないか」という質問をすると「逃げる」と言うんだそうです。初めてそこで「逃げる」と。自分のためではなくて、家族のために、家族が犠牲にならないために逃げるんだということを教えていく、そういう防災教育だということです。

岡山県の吉備町で240数名が亡くなりました。行政側ではハザードマップ、浸水区域を出して、そのとおり、ほぼそれに匹敵するような浸水があったそうです。行政としてはそこまで想定して、逃げてください、行政無線でお知らせしても逃げないんだそうです。正常化バイアス、正常化の偏見というものがあって、何の根拠もないんですが、自分は大丈夫だと思って逃げないんだそうです。そういうものが200何十人の犠牲になっていると。

行政側で全てハード面を整備したからといって犠牲は出てしまうんだと。そこを何とかしていかなければ、行政は無力だと。そういうところを内閣府も判断をしております、不断の努力はずっと進めるんですけども、最終的には個人の考え方だと、命を守るのは自分だということの教育をしていかなければいけないというお話でありました。

そういったところで考えていきますと、この地域に住んで、おじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さんが、この町はだめだと言ってしまえば、子供たちは同じようにだめだという形で育ってしまうと思います。この町は大変いいところだと言ってもらえれば、子供たちもそのつもりで育っていくと思います。日本一のおいしい給食事業や孫プロジェクトのわくわくワーク等を通じながら舟形町の郷土愛を育てるような政策を打っております。そういった中で、この舟形町を担ってもらえる子供たちを何人つくるかが非常に大事なことだと思います。その根本となるのが地域のコミュニティーだと私は思っております、その地域コミュニティーをしっかりと支えていくという部分では今後もいろいろなワークショップ等を通じながら、常に町民との距離を近くして政策を進めていかなければいけないと思います。その中でやはり必要なハードというものはしっかりとしなければいけないし、ただハードを整備したからといってそのつながりが深くなるということでもないと思います。ここら辺の相乗的な効果をしっかりと持ってまちづくりをしていかなければいけないと思いますので、今後とも議員はじめ皆さん方からのご協力をよろしくお願いを申し上げます、ちょっと長くなりましたが、答弁とさせていただきます。

2番 ありがとうございます。

私も、今回こういう立場になりましたので、改めて、自分の住んでいるところは雪ばかり降って、山しかなくて、何もないという宣伝ではなく、やはり自分たちのいいところ、何もなくてもいいところを見つけながら、これから次の世代にバトンタッチしていかなければならない年になってきたのかなと改めて今感じたところです。

これからも、長沢、富長、堀内という小さな集落が町の中に点在しているわけですが、その辺に対して地区からの要望等々の声に耳を傾けていただき、よりよい地区、よりよい町にお互い力を出し合って、していただきたいと思います。

これで私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上をもって、荒澤広光議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程はこれをもって全て終了いたしました。

あすは午前10時より再開をしたいと思います。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

午後2時42分 散会

令和元年6月5日（水曜日）

第2回舟形町議会定例会会議録

（第2日目）

令和元年舟形町議会第2回定例会第2日目

令和元年6月5日(水)

出席議員(9名)

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	10番 八鍬太
5番 石山和春	

欠席議員(1名)

9番 斎藤好彦

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町長	森富広	地域整備課長	伊藤武美
副町長	庄司雅人	総務課財政係長	八鍬幸仁
会計管理者	須貝孝子	災害復旧対策室長 兼防災拠点整備室長	伊藤秀樹
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	伊藤幸一	教育長	齊藤涉
まちづくり課長	小野芳喜	教育課長	鍛冶紀邦
健康福祉課長	沼澤伸一	監査事務局長	相馬昇
住民税務課長	伊藤茂樹		
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	八鍬照光		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬昇 主 事 伊藤優

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 再開

議長 それでは、皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員数9名です。定足数に達しております。

ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

なお、新聞社より撮影の申し出がありましたので許可いたします。

日程第1 一般質問

議長 日程第1 昨日に引き続き一般質問をお受けします。

なお、本日予定をしておりました9番齋藤好彦議員の一般質問は取り下げられましたので、報告いたします。

それでは、7番佐藤広幸議員。

7番 おはようございます。

それでは、私からは2問について質問させていただきます。

質問の主題、1「町長選挙への出馬の意向を問う」、2「小規模農家を守る方策は」といたしまして2問質問させていただきます。

まず、町長選挙への出馬の意向を問うに關しまして、ことし4月の町議会議員選挙が終わり、5月から新しいメンバーで舟形町議会がスタートいたしました。次は年が明けてすぐに始まる町長選挙です。森町長の2期目に向けての意向を質問いたします。また、前回の選挙後において、真冬の選挙に疑問を投げかけている発言があったと記憶しているが、現在はどのような考えを持っているのか質問いたします。

2. 小規模農家を守る方策は

小規模農家の現状は、現在使用している機械が壊れたらやめるという農業機械の更新の問題、自分ができなくなったらやめるという後継者の問題がよく聞かれます。農業は、単に農家が食料を生産し、消費者がそれを買って腹を満たすだけの存在ではなく、田園の景観を含め自然環境の保護や地域に残る伝統文化にも大きく影響を及ぼしているものです。そのようなかわり合いを持つ小規模農家がいなくなっていくことは、町の財産が失われていくことと考えますが、町の所見を質問いたします。

そのような農家を守る方策として、条件が不利な小規模農地でも基盤整備が進めばまだまだ農業がやれるという声も聞かれます。小規模農地の基盤整備についてどのような考えを持っているのか質問いたします。以上でございます。

町長 おはようございます。

それでは、7番佐藤広幸議員の町長選挙への出馬への意向を問うについてお答えをいたします。

私は、平成28年2月の町長選挙において、多くの町民の皆様からご支持を賜り、町長という重責を担わせていただくこととなりました。町長就任以来、公約に掲げました「舟形町の元気をつくります」「ずーっと舟形に住んでもらえるようにします」「オール舟形でまちづくりをします」の3つの基本方針のもと、「住んでいる人が誇れるまち、豊かな舟形」の実現に向け全力で取り組んでまいりました。

初めに、「舟形の元気をつくります」では、本町の基幹産業であります農業を元気にするため、圃場整備事業に係る受益者負担の軽減を図るとともに、町単独事業として新たに中古農機導入促進事業、園芸農業スタートアップ支援事業を創設いたしました。さらに、県内で初めて人工衛星を利用した栽培管理システムの導入を含め、舟形産米のブランド化、売れる米づくりに取り組むなど、やる気のある農家の皆様に支援しているところであります。商工業者についても、元気になっていただくため、新たに商工業活力アップ推進事業を創設し、営業の継続、活力向上を支援しているところであります。

昨年8月、二度にわたる豪雨により、本町の全域にわたって甚大な被害が発生しました。町議会の皆様からご支援、ご協力を賜り、おかげさまをもちまして、公共土木施設、農林災害ともに局地激甚の指定をいただくことができました。

一方で、国の補助対象とならない小規模な農業被害が多数発生し、営農継続を断念する農家が多数出てくることが大変危惧されました。そうなった場合、農地が有する多面的機能だけでなく、町の活力の低下にもつながる可能性があるとの危機感から、これら小規模の農業被害に係る災害復旧工事について、近隣では例がない農地100%、農業施設80%という高率での助成制度を実施させていただき、営農継続の支援と農業の振興に取り組んでいるところであります。

次に、「ずーっと舟形に住んでもらえるようにします」では、県内有数の豪雪地帯である本町において、町民の雪の負担を軽減するため、生活路線の改良舗装整備支援の要件を大幅に緩和したほか、最上管内で初めて機械除雪の代行により除雪の労力軽減を図っております。

私は、常日ごろより「子供たちは舟形の未来を担う宝物」と申し上げております。舟形の宝物である子供たちのために、学力向上に向けた放課後若鮎塾を開校するとともに、地元農産物を使った日本一おいしい給食を通して子供たちの舟形愛を醸成するため、日本一の給食食育推進事業を展開しております。

一方で、本町は高齢化率が平成27年国調で36.4%と、県内でも上位に位置しております。しかしながら、私は高齢化自体が悪いとは全く考えておりません。高齢者の皆様はもちろんのこと、全ての町民がいつまでも健康で元気に活躍されることが町の活力維持につながるものと考えております。この考えのもと、百歳元気プロジェクトとして、新生児の予防接種の推進、がん検診等個人検診の負担軽減による受診率向上、そして「いきいき百歳体操」や介護

予防教室等、乳幼児から高齢者までさまざまな取り組みをパッケージとして総合的に展開しているところであります。

昨今、全国的に高齢者による交通事故が問題となっております。私は、公共交通機関の発達していない本町において、高齢者の皆様に免許返納のみを勧めるのではなく、日常生活も含めさまざまな活動を支援するため、県内で初めて高齢者の先進安全自動車購入補助を創設したところであり、報道機関から先進事例として報道されるなど高い評価をいただいているところであります。

次に、「オール舟形でまちづくりをします」では、平成30年度に役場の機構改革を実施するとともに、継続して職員の意識改革に取り組んでおりますが、最近、特に若手職員を中心に役場職員の対応がよくなったという声を町民の方からお聞きするようになりました。確実に成果が上がっているものと考えているところであります。

また、協働によるまちづくりを推進するため、昨年度は各町内会でワークショップを開催し、町内会ビジョンの作成をいただいたところであり、今年度はさらに発展させ、地区ビジョンを作成することとしているところであります。

このように、これまでの間、町議会の皆様をはじめ町民の皆様、関係各位のご理解とご協力によりまして、「住んでいる人が誇れるまち、豊かな舟形」の実現に向け、着実にその歩を進めることができているものと考えております。

しかしながら、現下の社会経済情勢に目を転じますと、少子高齢化を伴う人口減少の進展、その状況下での農業、商工業など地域産業の活力の維持、さらには昨年8月の豪雨災害に係る着実な災害復旧と、その教訓を踏まえた安全安心なまちづくり、さらには舟形町の未来を担う子供たちが夢や希望を持てるまちづくりの推進など、対応すべき課題がまだまだ山積しているのも事実であります。こうした諸課題については全国共通の特効薬というものはなく、地域の実情に応じつつ、愚直にかつ積極果敢に取り組んでいく必要があると考えております。

このたび、私は、これまで町民の皆様からいただいた励ましと信頼を胸に刻み、感謝の心を持ちながら引き続き町政を担わせていただきたいと決意を固めたところであります。「住んでいる人が誇れるまち、豊かな舟形」の実現のため、町民の皆様と力を合わせて、粉骨砕身、全力で取り組んでいく覚悟でありますので、皆様方からのご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、冬期間2月の選挙期日についての質問であります。この件については私も以前疑問を呈したことがあります。公職選挙法上、選挙期日の変更については、現職の首長以外の方が当選人であれば、その選挙期日から通常の4年間の任期となり、選挙期日が変わることとなりますが、現職の首長が当選人として再選された場合はその残任期間が任期となり、選挙期日は変わらないこととなっております。先ほど申し上げましたとおり、私は引き続き町政

を担わせていただきたいとの決意を申し述べました。ご質問の件については、そのことをもってご承知いただければと考えております。

次に、小規模農家を守る方策はについてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、農業を継続していくためには農業機械の更新や後継者の確保が必要であり、特に小規模な農業経営の場合には大きな課題であると考えております。このような課題に対応するため、町では小規模水稻農家を支援する中古農機導入促進事業を昨年度より実施しております。安価な中古農機を活用し、機械を共同利用することで、導入経費を低減させ、経営全体のコスト削減を図る支援内容となっております。また、園芸作物栽培に新規に取り組む方に初期費用を支援する園芸農業スタートアップ支援事業を実施しております。後継者の確保対策としては、国庫補助の農業次世代人材投資資金をはじめ町単独事業により支援する体制をとっております。新規就農予定者の農林大学校の授業料を補助する新規就農予定者支援事業、認定農業者等の水稻から園芸への経営転換を支援する認定農業者等経営転換支援事業及び認定農業者以外の園芸農業スタートアップ支援事業を準備しているところであります。

議員ご指摘のとおり、農業、農村には食糧を生産し供給するだけでなく、多面的な機能を有していると言われております。国では、国土保全機能、水源の涵養機能、自然環境の保全機能、良好な景観の形成機能、文化の伝承機能などを挙げ、国民生活に大切な役割を持っているとして、それらの機能を維持し発揮することを平成11年制定の食糧・農業・農村基本法に定めております。その後、平成26年には農業の有する多面機能の発揮の促進に関する法律、いわゆる多面法を制定し、日本型直接支払制度を創設しております。その中で、多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払交付金を農業、農村の有する多面的機能を維持発揮する活動を支援する事業として位置づけております。

本町においても、両事業に取り組みながら、農業、農村の維持と農業生産活動及び多面的機能を増進する活動を支援しているところであります。

次に、小規模農地の基盤整備についてお答えします。

町では、平成28年度から農地整備の促進を図るため、計画策定に係る受益者負担を軽減しているところですが、その効果もあり、現在、小松原田、三光堰西、桧原、沖の原柏木山、紫山向山の5地区が県営事業での実施、または事業計画の策定を進めております。県営農地整備事業は、負担率が国55%、県27.5%、町10%、受益者負担7.5%となっており、さらに集積の達成度合いに応じて国から助成金が最大受益者負担金相当分支払われ、負担の軽減が図られます。小規模な農地整備に対する補助制度もありますが、担い手への集積要件が緩やかな反面、事業費の30%を超える受益者負担が生じます。いずれにしても、担い手への農地集積による構造改革、競争力強化の推進が国の施策の柱であり、生産コストの低減、高収益作物

の導入による農業収益の向上を実現することが農業の継続的発展につながっていきます。

町としましては、農地整備を行うに当たって、地区の10年後を見据えた農業のあり方を話し合い、その中で小規模農家がどのような将来を描いているのか、規模拡大を志向するのか、高収益作物栽培を志向するのか、現状を維持しながらいつまで継続できるのか、農家の皆さんにしっかり考えていただくよう進めております。小規模でも意欲ある農家が活躍できる仕組みをまずは地域の農家の皆さんで考え、その中で必要とする整備を話し合っていたいただきたいと思います。

町としましては、地域から要請があれば、事業の説明、支援策の検討、話し合いのサポートにいつでもお伺いします。大規模か小規模かを問わず、農地整備により作業効率が上がり、作業時間の短縮を図ることができますが、農作業を早く終わらせる、または労力を軽減することが整備の主眼ではありません。あいた時間や労力でさらに農業の収益を上げ、継続可能な農業を実践するための整備を推進してまいりたいと考えております。

7番 それでは、まず最初に、町長選挙への出馬の意向を問うということで、二選目を目指す、そういう意向だと捉えさせていただきました。

そこで、まず一番最初に私言いたいのは、やはり2日前の新聞の発表だと思います。かろうじて最後のほうに「議会で正式に発表する」と書かれていましたけれども、やはりああいっただ形で、一般質問される前にあたかもそういう意向があるというような報道されると私もなかなか質問がしにくいといえますか、そういう気持ちにもなりますから、やはり後援会等に対してもそういった発言等は気をつけていただいて、この場をもって発表して、その後記事に載るといような、そういうような配慮をしてもらいたいと思いますけれども、そういう意味ではちょっとやりにくい中での質問になりますけれども、そういった情報の新聞社に対しての提供のあり方について、町長の考え等あったら説明していただきたいと思います。

町長 全く議員のおっしゃられるとおりでありまして、一般質問の中で質問がありましたので、その中でと私も思っております。私は新聞社の方にも申し上げたんですが、私は議会で初めて出る出ないということを申し上げるので、記者の方にもそのことは申し上げられないということで、そのことについてはそのように伝えております。あくまで、新聞記事にもあったように、あくまでこの議会の中で、出馬の表明であったり不出馬の表明、どちらになるかわかりませんが、そこではっきりさせていきたいということでもありますので、決して議会を軽視したということではなく、私自身の考え方としてはしっかりと一般質問にお答えした形で表明をするということでありましたので、その点についてはまずご理解をいただきたいと思います。

また、後援会の関係者ということですが、その点についても、後援会の関係者にもその点も今後注意しておきたいと思っております。以上です。

7番 以後気をつけていただきたいと思います。

さて、森町長は精力的に自分の理想とするところをやってきたような私も気がしています。その中で、3年半前になりますけれども、一番最初に驚いたのは、副町長を県から呼んでくるという案件だったと思います。今までは庁内の方を副町長に、それでやってきたという経験がありましたから、賛否を問うてまで県から呼んできた、幸いにしてそのお二方は町に住んでいただいて、仲よくしていただいているなという気がします。それで、その呼んでくるときに、県とのつながりをつくりたいという思いがあった、そういう言葉を聞いて、じゃまずそれならやってみてもいいんじゃないかと私も思いましたから賛成しましたけれども、この3年半の中で県とのつながり、どういったものができてきたのか、町長なりにその考えを今聞かせもらいたいと思います。

町長 一つ、私の職員時代から理想としていたのが金山町さんでありまして、今の副知事も金山町に係長で出向していたということがございます。それから見ると、我々と県との交流する年月の違い、それがやはりいろいろな面で県とのつながりに大きく影響しているのだろうと私は思っております。そのために副町長を県からということで、酒井さん、それから今の庄司副町長ということで、2人いただいております。さらに、人事交流ということで、昨年まで、今総務課にいる仲野健太君が市町村課に行っていました。そのかわりとして県から中川さんがまちづくり課に来ていただきました。そして、ことしからは同じ市町村課に伊藤峻介君が行っておりますし、まちづくり課に同じように梅津君が来ていただいているという状況であります。こういった中で、やはり一つは、酒井さん、それから県に戻っていった中川さん、それから県から戻ってきた仲野君、こういった方々とそのネットワークを通じながら、いろいろな件で県との情報の収集なりこちらをお願いをするときの速さとか、そういった面で非常に便宜を図っていただいているなと思います。特に副知事にはいろいろな面でご相談が気軽にできるような、そういう関係を今構築できているのかなと私は思っております。

こういったことも踏まえながら、やはり市町村だけの情報だけではなく、国・県からの情報等も収集しながらこの舟形町を運営していかなければいけないという思いでございますので、そういった面も含めて今後ともそういった県との交流を含めて、つながりを強化していきたいと考えております。

7番 それでは、来年2月でしたか、町長選挙があるわけですがけれども、ほかに誰かが立候補されるという動きはないと、今のところないという新聞報道がありましたけれども、もし再選されれば、また副町長を県から呼んで、そしてもっとつながりを強化したいという意向であるという考えでいるのかどうか、そこを質問いたします。

町長 この件については、やはり相手があることではございまして、こちらの一方的な意向だけではなかなか今のところいかない状況であります。ただ、郡内の状況を見ますと、真室川町さ

んも県から副町長が来ておりますし、それから鮭川村さんもこのたび来ました。こういう状況を見ましても、やはり県とのつながりを大事にしていかなければいけないという情勢は変わらないものだと思いますので、とりあえず県でその状況が許せるのであれば、引き続きまた私が町政を担わせていただけるとすれば県にお願いするという方向で考えているということでもあります。

7番 それでは、町長選挙の意向を示したということについてもう1点質問いたしますが、この3年半、町長に就任した、選挙までには4年になるわけですがけれども、自己採点していただいて、何点ぐらいの公約に対しての進捗率というか、自己採点すれば、100%ということはないでしょうか、大体どのぐらいの進捗だったのかなと感じているのか、そこら辺のところを質問いたします。

町長 点数をつけるということは大変おこがましいと思いますし、私はまだまだ足りないと思っておりますし、今後とも、やはりこの3年半というものについては、職員時代を含め、また選挙期間中、町民の方々といろいろお話をさせていただいてその中で感じたことを、とりあえずこの舟形町に住んでもらうための困り感をまず実施していったということ、さらには職員だったという立場も踏まえて、職員の皆さんと一緒にまちづくりをするといった機運を醸成すること、これが3年半の実績ということにしかかってないと思います。

答弁の中でも申し上げましたが、舟形町の未来を担っていただける子供たちがしっかり夢と希望を持ってこの舟形町に住んでもらえるような、そういった夢というものを今後第7次基本構想を含め見せていかなければ、この舟形町に住んでもらえないということもあります。

したがって、今のご質問にあります何点ぐらいということでは、点数をつけられるような、そういったものではないと思いますし、まだまだ活動が足りないと反省しているところもありますので、私の足りない部分については本当に職員の皆様方からいろいろ助けていただいております。さらなる力をかりて、次のもし重責を担わせていただければ、一丸となって、政策、まちづくりに努めていきたいと考えております。

7番 わかりました。それでは、ちょっと時間もなくなってきたので、今度は小規模農家を守る方策ということについて再質問させていただきます。

まず、いろいろな農地の集約がされてきて、そしてその進捗も進んできたと思います。農地中間管理機構や集積率の山形県の度合いとかも調べてきましたけれども、平成26年から平成29年までの資料の中でも着実にその集積が進んでいるという状況になってきて見えてきたのは、余りにも大規模農家に集中し過ぎて、そしてその大規模農家が悲鳴を上げてきているんじゃないかなという声が、物が見えてきましたので、やはりそれでは今後10年間あるいは20年間の先を見た場合に、その農家が、集約された大規模農家がやっつけられるのかなと、こういう心配が出てきたように感じます。

そこで私は、今回、それならばやはり小規模農家、そこら辺を大事にして底辺の拡大をさらに図っていかなければ今後の農業の未来はないのではないかなと思い今回質問をさせていただきました。

例えば、この答弁書にあります小松原田地区や三光堰西、桧原、沖の原柏木山、紫山、こういったところでの県営事業でのこういった集積事業、これはこれですばらしいことだと思います。それは進めていただいて、ぜひ農地の集約というのをどんどん進めていっていただきたいわけですが、私がクローズアップしているのはその下の段の小規模農家の集約、そういったものがなかなか進まない状況にあるのではないかなと思います。この中間管理機構の農地整備の面積の要件なんかを見ますと、10ヘクタール以上、中山間地域では5ヘクタール以上、あるいはまた団地化の場合は1ヘクタール以上、中山間地域も5畝歩以上というような小さい面積の要件になっているようであります。

その中で、そういったものに向かっていっても一番問題になってくるのが、ここにも書いてある受益者負担の負担率がやはり大規模に整備するところよりは大きく受益者負担がかさむというところがネックになっているんじゃないかなと私は感じます。

その中で、町長がこういうふうな農業振興の概要ということで平成31年度版のものをつくってきて当初予算のところに出していますけれども、この中に町単、町単という、町単独で、自分の思いの中で、町単独で予算をそういったところに追加しますよという事業があります。こういったものの中に小規模農家の農地の集約に係る受益者負担分をもう少し、大規模農家と同じぐらいの負担割合ぐらいまで出せないものかなと思うところがあります。そういったところを考えたり検討したりしていただいているのかなという気がしますので、そこら辺のところの答弁をお願いしたいと思います。

町長 確かに圃場整備、私も担当の一人として進めてきた経緯がございます。そこで一番思ったのは、当然県営事業でいくと20町歩以上の中でいって受益者負担の7.5%、これをゼロにするためには集積率というのがあります。中心経営体になる農家、その方に集積を進めていくと工事費については負担がゼロという形になりますけれども、その中で出てきている問題としては、中小農家の離農が多くなってしまいうということが私は現実としてしっかりと見てきました。やはり小さい農家だと大きな圃場になってきたときに小さい機械では入れない、効率が悪くて、という現実があります。

そういった中でいくと、国で進めているのは生産コストの問題が一番、競争力を高めるためには生産コストを下げるというのが国の目的で圃場整備を進めているわけでありますので、そうした中でいきますと、やはり圃場整備をするということは大規模農家を育てていくということになるかと思います。先ほど質問の中でその大規模農家がちょっと持て余しぎみじゃないかという発言もございました。やはり個人経営ではかなり厳しくなると思っております。

そういった中でいくと集落営農とか法人化というものが必ず必要になってくるんだろうと思います。やはり水稲単作だけでいくと20ヘクタール以上は今の状況でいくとつくりなないと経営的に厳しい状況が今のところあります。

そういったことでいきますと、圃場整備の目的が、答弁書にもありますけれども、中小農家の基盤整備を進めるということは、中小農家の中で中心となる経営体、農家がどのような考え方のもとでそれをするのかと。やはり農業でやっていくんですよということになるとすれば、みんなでどういう協力をするのか。先ほど言ったとおり、集落営農の法人化をするのかとか、そういった10年後なりの将来の目標がないとその点についてもできないという状況にあります。

議長 5分前です。

町長 したがって、中小農家の圃場整備を進めていくと必ずまた離農が出てくる、中心経営体となる人が出てくる。そういったものを地域でどういう農業を経営していくのかということとをしっかりと考えながらでないと、こういったものも一概に進めていけないということがあります。そのために、現在の状況でできるようにということで中古農業機械の購入補助というものもつくらせていただいているわけでありまして、あと稲作からの転換ということで園芸農業スタートアップ支援事業ということで、認定農業者の大規模な方以外の事業なんかも進めている現状でございます。

7番 なるほど、そういう問題もあるかと思いましたがけれども、じゃそれをもっともっと小さい農家、本当に家庭菜園とかそういったところに焦点を当てていきますと、農家、新規就農がふえないとか、農家に展望とかというものの前に、土になれ親しむということから本当はスタートしなくちゃならないんじゃないかという私は思いがあります。その中では、例えば一家一農、一つの家庭は一つの農地を持って、それこそ自分の食べるものを自分の家で作ってくださいよというような政策が私は必要なんではないかなと思います。

それを発展させていけば、例えば子育て支援住宅とか若い方々が入ってきてくれておりますけれども、農園つき子育て支援住宅でもいいと思うんです。例えば今度新しく建てるそういった、また建てるという、要件を緩和した形で新しく入るというアパート建てますけれども、そういった方に対しても農地を少し近くに提供してできますので、ぜひその中で農業にいそしんでくださいというような政策があってもいいんだろうと思います。子供のころに土に親しむ、それが大人になって土に向かうという気持ちになっていくんだと思うんです。いきなりやったこともない人が就農というのは、やはりそれは離農につながっていくんだろうと思います。一つの政策として、一戸建て住宅の宅地を造成するなら農園つきですと、子育て支援住宅あるいはそういうものを増築するんだったら農業も少し楽しめますよというような、そういう自然と触れ合う、そういう機会を提供してあげられる舟形町であることが私は

重要だと考えますけれども、町長の考えをお伺いします。

町長 議員のおっしゃられることもそのとおりだと思います。ただ、やはり農業支援ということであれば、本業でございますので、本業支援をしっかりとしていくという分野でいくと、個人的な家庭菜園に対して補助を出すということはやはり行政としては無理があるのかなと。

ただ、後段でおっしゃられました農園つき住宅とかその点については、舟形町の魅力発信であったり、その必要性、ゆとりとかという部分の見せ方ではそういったものも必要かなと思います。小学校のうちから学校農園等をしっかりと経験させながら、保育所も含めてですが、そういった土に親しませるということも非常に重要なことだと思いますので、参考にさせていただきたいと思います。

7番 私は、生産性の向上や利益目的ではなくて、農地の維持、景観の維持という目的のために小規模農家はある意味存在しているんじゃないかなという気がします。これを生活の一部として、生活の一部としての農作業、家庭菜園でもいいと思います、というのをやっていただきたい。これが教育のほうになってしまうと一時的なものになってしまいますので、やはり人々が住む生活の中に、農業あるいは家庭菜園でもいいと思います、それが生かせるような、そういう町政をお願いして、一般質問を終わりたいと思います。以上でございます。

議長 以上をもちまして、佐藤広幸議員の一般質問を終結いたします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本会議は、あす6日は休会いたします。7日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時42分 散会

令和元年6月7日（金曜日）

第2回舟形町議会定例会会議録

（第3日目）

令和元年舟形町議会第2回定例会第3日目

令和元年6月7日（金）

出席議員（9名）

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	10番 八鍬太
5番 石山和春	

欠席議員（1名）

9番 斎藤好彦

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森富広	地域整備課長	伊藤武美
副町長	庄司雅人	総務課財政係長	八鍬幸仁
会計管理者	須貝孝子	災害復旧対策室長 兼防災拠点整備室長	伊藤秀樹
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	伊藤幸一	教育長	齊藤涉
まちづくり課長	小野芳喜	教育課長	鍛冶紀邦
健康福祉課長	沼澤伸一	監査事務局長	相馬昇
住民税務課長	伊藤茂樹		
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	八鍬照光		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬昇 主 事 伊藤優

議事日程

日程第1 報告第2号 平成30年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告について
日程第2 議案第25号 令和元年度舟形町一般会計補正予算（第1号）について
日程第3 議案第26号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第27号 舟形町公共施設使用料金条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第28号 舟形町舟形若あゆ温泉「清流センター」等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第29号 舟形町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第30号 町有財産の取得について

日程第8 議案第31号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について

追加日程第1 議案第32号 令和元年度舟形町防災行政無線デジタル化改修工事請負契約の締結について

追加日程第2 委発第2号 舟形町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

日程第9 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時03分 開会

議長 おはようございます。

ただいまの出席議員数9名です。定足数に達しております。

ただいまから4日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 報告第2号 平成29年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告について

議長 日程第1 報告第2号 平成30年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

2番 今、まちづくり課長から詳細説明をいただきました。その説明の中でですけれども、一生懸命頑張って、1年間、仕事はそこでやってもらったと思うんですけれども、残念ながら赤字という報告がありました。その経営の状況ですけれども、あそこで働いてくれている方々、従業員の方々だと思えますけれども、その辺の方々にはこういう状況だよという説明はなされているのかどうかお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 まず取締役会につきましては、取締役のほか、取締役の1人には支配人も加わっております。事務局としまして副支配人2名による説明の内容になってございます。代表取締役以下職員についてもこの内容については承知していると理解してございます。

以上です。

2番 ありがとうございます。

その中でですけれども、詳細のところで具体的に温泉の利用者、利用人数ですか、それが書かれてありました。平成29年度の中では大規模改修工事ということで、詳細の中では10月から影響が出ていると思えますけれども、10、11、12月、1月、この辺が工事の影響だと思っています。これを比較したときですけれども、せっかくお金をかけて温泉を改修したわけですから、平成28年度、29年度、あと30年度の例えば比較とするならば、上期ですね、4月から9月、その辺の3年間の比較、人数は増加していると思うんですけれども、その辺もお金をかけた分だけお客さんが入っているというところで、私も目を通してきたんですけれども、3年間の比較だとこんな感じでふえております。上期の比較ではふえていますので、その辺も、やはり経営状況は苦しいんですけれども、従業員の方々にはこういう数字、グラフを使って、頑張った成果だよという励ましにもなるかと思えますので、展開を検討していただきたいと思えます。以上です。

まちづくり課長 大変貴重なご意見をいただき、感謝申し上げます。

実際に現場で働く職員につきましては、毎日のお客様の対応であったり、お客様の入りぐあいであったり、こういったところを取りまとめて翌月に生かしていったり、また次の期、四半期ごとにこういったところを次の経営に生かしていくというところで、支配人以下頑張っているとも思いますし、このようなご意見については職員にも伝えていきたいと考えております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

5番 13ページになります。平成30年度加工所収支、収入を見ますと加工収入が平成29年度よりマイナス30万円となっております。その下の支出を見ますと加工所の仕入れというのが172万9,000円、これが増額になっているわけです。収入が減っているのに仕入れが170万円も増額になっているというわけですけれども、この理由をお伺いします。

まちづくり課長 加工所の収入と、逆に加工所の支出と申しますか、こちらで大分差があるのではないかというご意見でございますけれども、加工所の収入につきましてはあくまでも加工所で生産した商品の売り上げというところが大きな要因になってございます。加えて、加工所の仕入れでございますけれども、販売をするためさまざまな材料を仕入れたりというところでの増額になってございます。仕入れの要因としましては、鮎であったり青菜であったりというところの材料の仕入れ、こちらの内容になるわけでございますので、一概に収入が減っているということと比例するというものではございませんので、この点についてはご理解をいただきたいと考えてございます。以上です。

5番 この支出を見ますと仕入れ合計が727万8,128円となっております。この仕入れ合計というのは、期首在庫・プラス・加工所仕入れ・マイナス・期末在庫ということになるんだろうと私は思うんですけれども、これを見たときに、これだけ平成29年度と比較してみますと期末在庫が225万円となっておりますけれども、まだまだふえてくるんじゃないかなと、期末在庫があつていいのかなと私は感じるんですけれども、この辺はいかがでしょうか。

まちづくり課長 期末在庫につきましては、加工所で生産したもので、まだ販売に至らないものであったりとか、まだ加工前の材料であったりとか、こういったものが期末在庫として残っているものでございます。まだまだというものではございませんで、実際に販売しているというものもございますので、内容については先ほど申し上げたとおり鮎であったりサトイモであったりという原材料が残っているというものでございます。以上です。

5番 平成29年度と比較してみますと、平成29年度は期首在庫・プラス・加工所仕入れ、これで921万1,571円、平成30年度が953万円となっているわけです。そうすると売り上げが、加工収入、売り上げ30万円減っている。こちらでも30万円ぐらいの差があるということを考えますと、平成30年度の期末在庫というのは、私はまだ60万円ぐらいふえていいのかなと感じるわけです。そうするとこの60万円というのはロス金額になっているのかなという私感じるん

ですけれども、その辺はいかがでしょうか。

まちづくり課長 原因についてはそのような内容ではないと理解してございます。あくまでも仕入れとそれからそれに対する販売というもので、現に在庫として残っている数字が期末在庫であると理解してございます。以上です。

議長 ほかにありませんか。

4番 若あゆ温泉の運営状況の中で赤字というお話をいただきましたけれども、町民の方から、前に私質問した経緯がありますけれども、入り口に従業員がいない、券売機を通らないでそのまま行ってしまうことも可能だよということを町民から指摘を受け、町にも指摘したわけですが、またそういう問題が苦情としてこのたび上がってきたということもお話を伺っておりますので、その辺の危機管理というか、ただこっちが1回言えば、それは聞き流せばいいというものではなく、やはり赤字という観点からいってもそういうものに対して対処していたのかについてお伺いします。

まちづくり課長 まずカウンターでのお客様の対応という点でございますけれども、職員にはカウンターでしっかりお客様の状況、出入りの状況について対応するよという事で日々声がけをしているところであり、支配人以下そのように日々努力しているものと理解してございます。また、いろいろと挨拶という接遇の点でも気遣いというところで努力を重ねていると思っております。

次に、赤字というご質問でございますけれども、内容については平成28年度決算というところでの赤字を決算で結んだという内容でございます。これにつきましてはさまざま要因があると思っておりますけれども、いろいろと入浴料の改定の問題であったりとかそういうことが要因かなと思っております。

ただし、これらの要因を踏まえて料金を改定して、平成30年度につきましては、温泉だけを見れば、12ページをごらんいただくと差し引きで41万491円という黒字という結果でございますので、こちらの決算については温泉で努力をしているということをご理解いただきたいと思います。以上です。

4番 やはり入り口で、黒字だからいいというんじゃなくて、やはり入り口の段階で、町民から疑念を持たれるようなことのないように十分注意していただきたいと思っております。

また、コテージの売り上げについてですけれども、8月にこれだけ売り上げが少なくとも最終的には売り上げが上がっていると。コテージというのは、前から申し上げている、結構、我々町民にとってはそんなに、うちが近いせいもあるわけですがけれども、他の地区の方々にとっては魅力的な、本当に若あゆ温泉でも売りの一つ、施策になるのではないかなと思っておりますので、今後ともまだまだお客さんの、収益に対しての努力を続けていって、売り上げを伸ばすという考えがあるのかお伺いします。

まちづくり課長 温泉の入り口での対応については、これからも職員にも伝えながら適切な対応をとっていけるように努力してまいりたいと思います。

コテージの営業の関係でございますけれども、やはり郡内でも魅力あるというところでは一致した見解にあるのかなと思ってございます。今後とも魅力を創出しながら、人口減少の中ではございますけれども、多くの方に利用していただけるように努力を重ねていきたいと考えております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

5番 もう一度、13ページ、お聞きしたいと思います。

期末在庫225万円ですけれども、これはひょっとして、私、棚卸の間違いなのかなと最初思ったんです。棚卸の間違いじゃなければ、やはり60万円ぐらいのロスが出ているんじゃないかなと。先ほどの課長の説明ですとそれは違うということでございます。もしこれがロスであって、わからないロスということであれば不明ロスということになるわけです。そういうことを考えますと、ロス金額なのかあるいは棚卸の間違いなのか、棚卸の間違い、多分あるのかなと思うんですけれども、その辺はどう考えておられるのかお伺いします。

まちづくり課長 ロスの金額ということ認識しているものではないと理解してございます。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

1番 今に関連してですけれども、例えば加工所製品というのは賞味期限、消費期限というものがつきものになってきますけれども、ここは統計的な数字が出ていますけれども、例えば賞味期限が短い生もの商品につきまして、例えば生産、販売と在庫等の賞味期限、消費期限が切れていればどういう処分等をしているのか、どのぐらいの売り上げと加工した数、大体の年間通してどのぐらいのものをつくって、廃棄等のものになっているかお伺いしたいです。

まちづくり課長 最初に、生産をしている、商品にしているという内容について若干ご紹介申し上げたいと思います。

まず鮎を仕入れて、鮎の塩焼きということで、こちらは3,472匹という実績がございます。そのほかに鮎の加工としまして、鮎ご飯、あとは鮎の開き天日干し、こちらに1,752匹、これら等で活用してございます。一例ということでご理解をいただきたいと思いますが。

さらに、賞味期限、消費期限というところでは、鮎につきましては鮎ご飯に添加したり、また賞味期限が近づいたものについては価格を下げて販売をしたりという努力をしてロスのないように今のところ取り扱っているということで、ただし今のところロスというところとか処分というところの資料については持ち合わせてございませんので、答弁については控えさせていただきます。以上です。

1番 鮎等に関しては一定の理解は得られますけれども、ほかにケーキ、生もの等の賞味期限 1

日2日しかない商品につきまして、つくり過ぎてないのかとか、在庫が余った後に、ちょっとある人から在庫の処分方法をお聞きしたときもあって、やはり捨てているような状況もいつとき聞いたときもありますので、その辺の賞味期限の短いものに関しては、どうしてもつくらなければいけないとかそういうのではなくて、何か販売ルート、販売目的等も考えていかないと、ただつくって売るという項目にしてしまうとどうしても、つくる方はどうしてもつくってしまうし、売るほうはその日のお客様の層によっても売れないときもあると思いますので、やはりしっかりした販売ルートとか持てない中で、加工だけで進めていくものと、売り上げの伸び縮みのあるものについてもやはりしっかり考えていただきたいと思います。

まちづくり課長 貴重なご意見ありがとうございます。賞味期限、消費期限の短い菓子等については、商品化する数量を確実に売れる見込みという数量を生産のほうで考えているということでございます。ケーキの販売については、温泉であったりあとは物産センター、駅でも販売してございますけれども、大量ということよりは少量で完売の見込みが立つ数量というところを目指して取り組んでいるということでございます。以上です。

1番 ありがとうございます。じゃそのような形で今後も無駄なロスが少ないように、まして、もうちょっと売れる筋とか例えば提携とかしながら加工品をうまく使える方法も考えていただければ売り上げにつながっていくのかなと思います。以上です。

議長 ほかにありませんか。

6番 12ページ、お願いしたいと思います。

一つ、町の考え方の確認なんです。というのは、温泉コテージ関係では平成30年度においては補助金ゼロ、そして委託料が300万円、13ページに行きまして、加工所収支につきましては補助金で460万円、そして14ページ、物産センター収支に関しては、委託料669万6,000円、これについては、1人、人がふえたから人件費分という回答というか、説明でありましたが、補助金と委託料の出し方、何かルール等ありましたらお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 それでは、まずこの内容について、12ページの温泉コテージの委託料300万円、この内容についてですけれども、あゆっこ村の広場、テニスコートとかゲートボール場、こちらの管理を委託しているという目的での委託料300万円ということでご理解をいただきたいと思います。指定管理者の中で、温泉、それからコテージ、それから13ページの加工所については補助金という名目で、こちらについては加工所の運営費の補助金という名目で支出しているものでございます。それから、物産センターの委託料については、ここの業務委託ということで、物産センターについては指定管理者の規定がございません。ということで、あくまでも直営というところで業務委託という内容になりますので、こちらについてはこのような内容ということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

6番 ただいまの回答からいきますと、そうしますと平成29年度の1,666万円ですか、この委託

料、これは本来であれば委託料が300万円で、補助金が1,366万円という表示のほうがかえってわかりやすかったのではないのかなという感じします。というのは、委託料300万円というのはさっき言ったとおり遊び場とかグラウンドゴルフ場とかゲートボール場とかそういう管理費として300万円出しているということであれば、それ以外のものは補助金という形にしたほうが、むしろ毎年の決算上はわかりやすかったんじゃないのかなと思います。

あとあわせて、加工所の補助金460万円というところが、ただ単なる運営費ということで、これはどういう使われ方をしてもいいということなんでしょうね。要するに人件費に使おうが、加工所の直接的な費用に使おうが、これは自由ですよという内容であると。そして、物産センターについては、この委託料については人件費も全て含まれているというところで、もう少しこら辺を本来の委託料は何ぼで、補助金が幾らと表示したほうがわかりやすいような気しますが、この辺についてもう少し回答をお願いします。

総務課長 まず指定管理者についての振興公社とのかかわりですけれども、いろいろな施設を町でお願いしてあります。その中で、先ほど申し上げましたように、グラウンドとかテニスコースとかそういった収益を伴わない部分の管理の委託については、収益が上がらないということもありますので、そこは業務委託という形でお願いしてあります。加工所につきましては、指定管理制度の中で振興公社が受けているということで、ここは業務委託ではなくて、補助金という形でその運営に町が支援をしているという形になっています。あと同じように、振興公社と指定管理業務を提携していない物産センターについては、業務委託契約という形で、町の観光の拠点ということで、窓口ということもありますので、収益の上がない施設については業務委託という形で対応させていただいて、町が支援しているという形をとっております。

6番 説明を聞けばわかりますけれども、この辺のところをもう少し文章化した形で、我々議員もわかるような形でお願いしたいなということと、なぜこういう質問をしたかといいますと、若あゆ温泉の職員の人件費が役場職員の3分の2という低水準になっているというところを考えていくと、やはり経営努力ということも促していくということを考えていくと、町からこれだけはやるよと、あとはあなた方頑張ってもらって、自分たちの人件費を少しでも上げるような形で経営努力をやってくださいというような方向づけもやっていかないと、いつまでもたっても職員が役場職員の3分の2の給料では本当の意味のやる気というのが出てこないし、むしろもうかった分が我々の給料に返ってくるんだというところに仕向けていくというところをやっていかないと、いつまでもたっても役場の付録みたいな感じで、頑張ってもしようがないになってしまうかと思っておりますので、その辺についてぜひ町長の答弁をお願いしたいと思っております。

総務課長 町長の発言の前にちょっと私から。

本来、あの温泉ができたときには町が委託料を払って温泉を経営して直営でやっていた経過がございます。委託料を町が1億円近く払って、向こうの職員で、臨時職員だったり、直接職員が出向いていた経緯もあるんですけども、そういう中でやっておりました。そういう中で考えていくと、どうしても壊れた、故障したというときには必ず町に「壊れたから補修してもらいたいのよ」と何回も来る経過があったんです。そういったことで、温泉で働く人の資質がこれでは育たないのではないかという経過がありました。

そういう中で、今現在、経営の仕方については利用料金制という制度でやっております。これについては、温泉の収入を経費に回して、それで運営していくというやり方です。以前は町が委託料を払い、収入については1円たりとも全て会計室に収入として納めていた経過があると。そういう中では職員は支出に対する管理の意識もなくなるということで、利用料金制度に切りかえて今やっております。

ただ、問題なのは、町のさまざまな施策の中で、加工所であったり物産センターであったりいろいろな収益を伴わない施設があるわけです。当初についてはいろいろなもくろみはあったかもしれませんが、今そういう状態にはないということで、そういった施設までも振興公社に押しつけてはいかなものかということも株主総会でも取締役から出ておりました。そういう経過の中でやっておりますので、そういう経過だけ私から説明をさせていただきました。

町長 奥山議員言われるとおりでございまして、私も元社長の酒井さんから平成29年のときに温泉の振興公社の職員の給料の実態というものを説明を受けまして、これではやはりモチベーション、働きがいというものはなくなるだろうという思いでございました。早速上げようということで考えたんですが、ちょうどそのときに大規模改修をしておりまして、売り上げが落ちる中で職員をとということではまずだめだろうと、まずはその3カ月なり休業する中でしっかりと職員からも研修に行ってもらおうと、そのほうにまずはお金をかけましょうということで、東京に行ったり、あと尾花沢なり河北町、大石田ということで、職員が研修に行きました。そういった中で、職員の意識改革をした上で平成30年度から職員の給与体系を見直していくということにさせていただいております。やはりこういったことが1回で終わるわけではございません。一気にそこまで上げればいいんですけども、そういうわけにもいきませんので、徐々に賃金の是正というものを考えていきたいと思っております。

私と同年代の方の大学生もいる方の賃金というものが非常に安かったというのがショックを受けまして、これでは大変だろうと、やはり振興公社でしっかり働いて、子供たちも大学にやれると言えるような、そういう賃金体系に少しずつでもその方向に向かって努力していきたいと思っております。

余談になりますけれども、社会福祉協議会の保育士を職員として、臨時職員をまず減らして

いったこと、さらには学校関係の給食、それから用務員の方々についても振興公社の職員として、その働く状況を改善していております。引き続きそういった働いている仲間たちがしっかりと舟形町のためにと感じて働いてもらえるように努力していきたいと考えておりますので、その点についてご理解をいただければと思います。

議長 ほかにありませんか。

1番 職員の研修等でほかの施設等を回っておられるようですけれども、先ほど言った大石田とか同等レベルの施設を訪問しても役に立つのかなど。今、県では何店舗か温泉を利用した健康増進事業というか、病院と提携したりとかしながら運営されている場所とかあります。やはり下がっている状況の中で、このままずっと人口も減る中、同じ状況を続けていってもそんな上がってこないのかなという感じがします。今後の考えでそういう健康面を利用した温泉型の健康施設等も考えていかないと、新庄も温泉がなくなったり、舟形町のよいところ、隣に尾花沢もあったり新庄もある中間地点で、すごく努力すればすごい集客できるような地域性になっていると思いますので、例えば経費がかかってそういう設備ができないというのであれば、今例えば百歳体操とかやっている人たちに温泉つき百歳体操とかって、利用者に半額でもいいから体操終わった後で温泉でもどうですかとかそういう、デマンドタクシーになりましたけれども、送迎とかつけて、例えばこの地区は希望者をとって、体操した後、汗でも流しませんかとか、そういうことを関連づけるような仕組みづくりとかもしていただけると、温泉利用、やはりこのデマンドタクシーによって、多分利用客がちょっと減っているとは思いますが。温泉はその日の気分で入るようなものなので、前日予約して、あした温泉入りに行こうという形は恐らくないと思いますので、せっかく健康を進めていくまちづくりを考えていけば、そういった利用者増につながるプラスアルファの考えも持っていければいいのかなと思っていますけれども、その辺、町長はどのような考えでしょうか。

町長 大変貴重なご提案をいただきまして、ありがとうございます。

実際やはりいろいろと施設の面がございまして、そういった健康的なものをうたうような少し大き目の浴槽とか深目の浴槽とか、そのほかいろいろと病院等々もしくはスポーツジム等々の提携ということも考えられるかもしれませんが、現在の状況、施設というものを有効利用するという形でいくと必ずしもそうならない場合もあるのかなと思います。そういった中で最大限利用するという方向で、また百歳体操との関連をということで、デマンドタクシーのお話もいただきました。

昨年の冬からですけれども、長沢、舟形、富長、堀内地区ということで、冬期間、お年寄りの方々が外に出なくなるということもございまして、そういった方々のためにとということで、できれば本当はもっと回数を多くしたかったんですが、試行ということもございまして、各地区一月ぐらいに1回ずつということだったんですけれども、温泉を会場とした体操教室、

いきいき体操とか健康増進のための教室を開催しております。参加された方々というのは、最初だということもあってそれほど多いということではないんですが、その方々のその後の話を聞いてみると「非常にありがたい」と。今回、温泉で体操して、温泉に入っていたいで、帰りには商店に寄って買い物までしていただくということにさせていただきました。大変ありがたいということをおっしゃっておりますので、今年度も継続しながら、さらに発展できるように体制づくりというもの、その仕組みづくりを健康福祉課を中心として今考えているところがございますので、もっともっといいご提案がございましたら健康福祉課なりまちづくり課なりでも結構ですので、ご提案いただければと思います。

1番 ありがとうございます。そのような活動は、もうちょっと、地区限定ではなくて、多くの町民の方に知らせ、どんどん活用して健康になっていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決します。報告第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

日程第2 議案第25号 令和元年度舟形町一般会計補正予算(第1号)について

議長 日程第2 議案第25号 令和元年度舟形町一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

財政係長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質問につきましては、ページ、款項目を明言され、できるだけ簡潔をお願いします。

初めに、歳入についての質疑を許可します。歳入の質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これをもって歳入についての質疑を終結します。

続きまして、歳出についての質疑を許可します。質疑ありませんか。

1番 小中学校の件なんですけれども、給食費にかかわるものなんですけれども。

議長 ページは、何ページですか。

1 番 20ページの10款ですか、ここに給食費等のものも入っているのでしょうか、教育費の中ですけれども。

議長 暫時休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時13分 再開

議長 それでは再開します。

1 番 20ページの事務局費の減のことなんですけれども、この間、会議というか、学校のやつでは物価上昇につけても給食費等は上げないという形でしたけれども、この減の中身を聞きたいです。よろしくお願いします。

教育課長 今回減額になる240万7,000円の中身ですけれども、公社からの出向者数、業務員1名分減となったことによる負担金の減になります。以上です。

議長 暫時休憩します。

午前11時15分 休憩

午前11時17分 再開

議長 再開します。

副町長 それでは、私からご説明させていただきます。

学校の業務員と調理員につきましては、昨年度までは町の臨時職員という形で雇用していたんですが、それだと身分がなかなか安定しないということがございまして、待遇改善を図るということと、あと安定的に雇用していくということのために、業務員と調理員について、一定の要件はあるんですが、公社の職員という形で採用して、小学校、中学校の学校現場に出向という形で出向してもらって、そこで業務員あるいは調理員として働いていただくという仕組みになってございます。

昨年度当初、公社の採用を予定していた方のうち1名の業務員につきまして、学校側と公社側の協議の結果、1年間、公社の採用はしないで町の臨時職員として様子を見ましょうということになりましたので、その1名分を学校運営負担金から落として、その分を、これ小学校になるのか中学校になるのか私把握しておりませんが、そちらに増額補正しているという形になっております。ですから、公社の職員を1名減した分が小学校管理事業もしくは中学校管理事業の業務員雇い上げ賃金に行っているという形でございます。

1 番 ありがとうございます。

議長 ほかにありませんか。

6番 14ページの2款1項6目まちづくり推進費の中の空き家対策事業750万円増となっておりますが、当初予算化しておったわけですが、不足になって今回750万円という増補正になったのかなと思います。この除却の状況等について質問したいと思います。

住民税務課長 当初予算分の300万円につきましては、現在4件ほど申請がございまして、250万円ほど交付決定をしております。

今回補正をお願いしておりますのは、現在相談している相談者が8人おりまして、その中の部分で残額の50万円と、あと750万円を足しまして800万円ということで、8名分の予算の確保になります。その中、8名のうち既に5名の方につきましては解体費用の見積もりまでとなっておりますので、じき申請があるものと思っております。

6番 役場の頑張りによってこれだけ解体が進んでいるというのは大変いい方向なのかなと思いますが、危険とされる空き家等の解体状況について、今回8件ということで解体されますと、あと何棟ぐらい残っているのか。

住民税務課長 昨年10月末の数字にはなりますが、55件の空き家を確認しております。その中、今回の8件を引きますと残り47件ほどになるかと思えます。うち10件につきましては、何とかリフォームすれば使用できるのではということで調査をしております。

議長 危険空き家ということなのね。

住民税務課長 危険空き家につきましては、本当に今にもというのが10戸ほどございます。そのほか、使えないと見込んでいるものが25棟ありまして、全部で40棟ほどと調査しております。

6番 そうしますと、今回8件の解体が進むとすれば、本当に危険で隣近所に迷惑かけそうな空き家というのはあと何件ぐらいあるのか、その辺もう一度。

町長 総数的には先ほど伊藤住民税務課長が申したとおりでございまして、要件緩和したことにおいて非常に空き家の解体が進んでおります。

ただ、議員おっしゃられるとおり、非常に危険だという4件について、特にあるんですが、その方については相続放棄であったりとか管理者の問題からいまだ解体されないという現状であります。したがって、要件は緩和したものの、その空き家の本質といいますか、本当に周りに迷惑かけているようなところの解体というのが逆に進んでいないというのが一つあるのかなと思います。そういった面も踏まえながら、一般質問の中でも議論になりましたけれども、代執行等の話もありました。そういった面も含めながらこの空き家対策についてはやっていかなければいけないのではないかなと思います。また、空き家を出さないというようなお話もございました。そういったまちづくりなりという部分での皆さんで支えるということも必要にはなってくるかと思えますけれども、とりあえず今ご質問に対しては4件ということで、その4件がいまだ残るとい状況になります。

議長 ほかにありませんか。

5番 14ページ、15ページ、2款1項7目企画開発費でございます。若者海外体験促進事業25万円となっておりますけれども、この内容をお伺いします。

まちづくり課長 ご質問の若者海外体験促進事業補助金の事業内容でございますが、今回、県の事業と連携をして取り組むというものでございます。目的としましては、県内の若者を対象にしまして、見聞を広めて国際意識の醸成を図っていききたいということと、グローバル人材の育成、海外との相互交流、若者の海外渡航を支援したいという内容でございます。

この対象とする方につきましては、年齢制限、若者という目的でございまして、平成2年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方で高校生を除く方という定義がございます。さらに、県内に住民登録を行っている方、さらに平成31年4月1日以降に初めてパスポートを取得される方、この要件を満たす方について1人当たり5,000円を上限に補助をするという事業内容でございます。

補助金については5,000円で、パスポートを取得する費用については5年券で1人1万1,000円ほどかかります。10年券で20歳以上で1万6,000円ほど費用がかかるというパスポートの取得に対して1人当たり5,000円補助という事業内容でございます。

5番 そうするとこの25万円というのは50人分の補助金、50人を予定していると、そういうことですか。

まちづくり課長 ご質問のとおりでございます。50人の算定につきましては、県から資料をいただきまして、昨年度の実績をもとに大体の人数を想定して50人と算定している内容でございます。以上です。

3番 20ページの9款1項2目消防施設費でございます。ここに消防施設事業の工事請負費337万7,000円でございます。これの内容をお知らせください。

住民税務課長 工事につきましては2件ございまして、1件が福寿野ポンプ小屋の屋根改修工事237万1,000円、あともう1件につきましては沖の原地区の消火栓の新築工事、これにつきましては当初で予算をとっておりましたが、不断水の設備がないと影響が大きいため100万6,000円の補正となります。

3番 消火栓については、随時計画してやっていく、取りかえていくというふうな、前年というか、そういう答弁もあったんですけども、それに関して計画的にはどうなっているのかお伺いします。

住民税務課長 消火栓につきましては、平成28年度より計画的に、改修してない部分につきましては改修をしてございます。今回につきましてはあくまでも新設になります。

議長 ほかにありませんか。

6番 16ページです。農林水産業費、6款1項4目農業振興費で7,125万円の補正がありますけれども、別紙を見ても詳しく内容がないので、どういう内容の事業なのかお聞きしたいと思

います。

農業振興課長 お答えします。

これにつきましては強い農業担い手づくり総合交付金となります。これにつきましては、マッシュルームの菌舎、栽培舎8棟を建築する工事費に対する交付金でございます。

議長 ほかにありませんか。

6番 10款3項1目、一番最後だな、22ページですね、中学校管理費の中で325万9,000円とありますけれども、別紙を見ますと部活動指導員賃金の増ということで、今の中学校の部活のあり方、要するに先生方の働き方改革でかなりいろいろな形で指導の形が変わってきているような報道がありますが、この辺について今現在中学校の部活がどうなっているのかと、あとこれにかかわっての先生方のかかわり方、どうなっているのかお聞きしたいと思います。

教育課長 現在の部活動の指導に絡めまして、学校の先生方の働き方改革ということで絡めまして、今年度、国のガイドライン、それから県のガイドラインを受けまして、町でも運動部活動の活動方針というものを教育委員会で定めております。その中では、学校の部活動の運動時間、平日2時間、週休日、お休みの日を1日以上設けるといふ点と、それから土日の活動時間は3時間を基本として、どちらか1日はお休みするというような内容が大きな中身なんですけれども、今年度、その町の方針を受けて、中学校で各部活動、運動部を中心に保護者の方を含めて中学校長より説明をされておまして、その活動時間が町の方針に沿うようにということをお願いしております。それを受けて、各部でもその方針に従った活動を現在行っているという報告を受けております。

具体的に、部活動の顧問の先生方なんですけれども、これまで部活動は月曜日をお休みにしていて、火曜日から金曜日まで部活動が毎日ございました。そういった中で先生方も顧問の先生は指導に当たっていたんですが、今年度はその中でいわゆるクラブ練習、保護者対応の練習という日につきましては、部活動を行わないで、夜間の保護者対応練習のみということの対応をさせていただいております。ということで、平日の部活の日数が減ることによって学校の先生の負担も軽減されて、その分、授業準備に当てられるという働き方改革の方針に基づいた運用をしております。

今回の補正に上がっております学校指導員賃金でございますけれども、こちらは部活動の指導員賃金の1名増分ということになりますけれども、部活動指導員につきましては実際の学校の顧問の先生ではなくて、特別支援員等が部活動のみ指導することによって実際の先生方の負担を軽減するという意味合いがございます。今年度、中学校では3名の部活動指導員の方をお願いして、部活動の指導を先生のかわりに行っているということになります。今回の補正についてはそのうちの1名分を補正させていただいております。以上です。

6番 そうしますと、先生以外の教える方については、町で採用するといひますか、お願いする

という形で、町の経費で支払うという形になるわけですね。そういった場合に、これまでよりは、夜間練習があるときは中学校での部活はなくしたというところは大変いいのかなと思います。そういったところで、じゃその夜間練習において事故等発生した場合の学校とのかかわりといいますか、責任といいますか、この辺はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

教育課長 夜間練習につきましては、保護者が中心となって設立したクラブの練習という位置づけになりますので、学校の管理下外という位置づけです。それぞれのクラブにおいて保険対応等加入していただきまして活動しているものと認識しております。以上です。

6番 その辺の内容については、学校なり父兄の方々には十分理解のもと、そういう活動を行っているということですね。

それで、一つ確認なんだけれども、そういう部活外でやる場合は、放課後、一旦自宅に帰るわけですか。帰ってからまた夜間練習に来るという形をとっているのか、その辺確認をお願いします。

教育課長 基本的には、学校の授業が終わりまして一旦スクールバス等でおうちに帰って、その後クラブ練習のために活動場所に集まってくる、グラウンドであったり野球場であったりということになるのが基本です。ただ、今年度につきましては、活動の開始できる時間帯、そういったところも活動時間を制限している関係でいろいろ保護者の方からも質問等ありまして、一旦学校から家に帰ってしまうと、また保護者が送ってきて、活動を始める時間がどうしても遅くなってしまうというような事情も聞いております。

それを踏まえまして、今年度からスタートした部活動の指導方針でございますけれども、できるだけ、いずれその方向に進めていくための過渡期として、現在は学校が終わった後、クラブ練習が始まるまでの時間は学校にとどまって自習等なりで過ごしていただいて、クラブ練習の時間に、家に帰らないでそのままクラブ練習を行いたいという要望も来ておりまして、中学校では対応できる範囲でそういった帰らずに学校で待機するというのも一部認めているのが事実でございます。以上です。

議長 ほかにありますか。

4番 16ページ、3款2項児童福祉費についてお伺いします。

子ども・子育て支援システム改修委託料とありますが、この中身についてお聞きします。

健康福祉課長 お答えいたします。

この子ども・子育て支援システムというのは、現在、保育所の入所判定であったり保育料の算定に使っているシステムでございます。それがこの10月から教育・保育の無償化に伴いまして計算方法が変わってくるということで、変更のためのシステム改修費となっております。以上です。

4番 そうしますと無償化に向けて新たな制度になるためのシステムを改修するという理解でよろしいですか。

議長 ほかにありませんか。

6番 さっきの中学校の部活の関係ですけれども、学校にとどまって、そこから練習会場までの移動というのはどうなっているのか、この辺についてお聞きしたいと思います。

教育課長 移動ということでございますけれども、基本的にクラブ活動の場所が中学校のグラウンドであったりB&Gの体育館であったりということですので、移動については生徒個人がそのまま徒歩で移動していると把握してございます。

6番 バレーに関しては長沢の学校でやっているとは私は聞いているんですけども、この辺本当に間違いないんですか。

あともう一つ聞きたいのよ。本当はよ、私の目的は、毎日火曜日から金曜日までやる必要ないという私は考え方なんです。やはり週3日、仮に火・木・土、週3日もすれば十分技術向上にもプレー向上にもつながると私は感じているんです。むしろ毎日やることによって子供たちの本業である勉強に支障を来す場面もあるのかなと思います。そういったところで、ぜひ働き方改革の中で部活のありようというものも、本当に毎日する必要があるのか、その辺ももう少し教育委員会として検討する時期に来ているんじゃないかなと思いますので、その辺について、教育長、何か考えあればお聞きしたいと思います。

教育長 時間、あと日数についてでございますが、これはあくまでも国・県の方針と、そしてこの地区の実態等を加味しまして、本町もその方針等に合わせた形で打ち出しております。

議員言われるのは、そういった形で精選してという確かにそういった意見もございまして、県、そしてこの地区でも校長会の中でもかなり議論されたところがございます。いわゆる量だけでないのだと、そこの中には科学的なトレーニングとか子供たちの肉体的なことをいろいろ加味しながらやってほしいというところの意見も多々あったと聞いております。

ただ、逆に、練習時間が足りなくて本当にこれで力がつくのかと、一方でそういうことが言われるとすると逆になかなか量的なものも必要だという意見もございまして、こちら辺が中学校全体、あとこの地区全体、他の地区との比較、そういったことも踏まえて、非常に本地区、あとうちの中学校ではそこら辺の打ち出し方をこのような、先ほど言ったように平日1回休む、休日土日どちらかを休むという形にして方針を打ち出した次第でございます。行く行くは今のような形が、部、スポーツの種類等でどのような形が一番望ましいのかというあたりも加味して、ほかのところの参考もしながら本町でどのような形が一番望ましいのかというあたりをこれから取り入れて修正とかしながら、ご意見等聞きながらもう一度打ち出していきたいと考えております。よろしくお願ひします。

6番 ぜひ時間外の練習ということについて、もう少し現状というものを教育委員会で把握して

もらいたいと思います。というのは、さっき課長の答弁では、バレーを一例にするとそこできているという話ですけれども、本当に、私の情報では長沢できているという情報入ってきているので、ここら辺の移動等をどうしているのかということと、紫山地内で事故等も発生しているわけなので、そこら辺も十分、その一旦帰った後の練習するまでの会場の移動について、直接町なり教育委員会なりかかわるようなことではありませんけれども、きちっとした指導を行いながら子供たちが練習しやすい環境づくりというものも考えていっていただきたいと思いますので、まずは現状把握をよろしくお願ひしたいと思います。

議長 答弁ありますか。

教育課長 中学校と各部に再度確認しながら、そういった取り扱い、移動方法についても情報収集した上で、必要であれば指導等も加えていきたいと思います。ありがとうございました。

議長 ほかにありませんか。

1番 今の部活等につきましてですけれども、クラブ練習と部活の今言われたとおり、会場、場所が冬期とかでも違ってくると思います。夏期、冬期の練習場所とかがクラブチームによって違うということと、あとはこの先、放課後帰さずに学校にとどめる方針を決めていくのか、部等における判断に委ねるのかということで、さっきそのうち一通りのことを決めるみたいなことを言いましたけれども、放課後いて、結局6時とかその辺だと送迎とかできないような可能性があって、結局自分で学校に自転車、徒歩等で来なければいけないという状況になってくると思います。その辺、国の事業、政策とありますけれども、1日2時間という制御ある中で、なかなか、確かに中学、高校レベルでスタートしても全然伸びるようなことはあると思いますけれども、それに伴い幼少期から小学校にかけてしっかりと体づくりをしてないと、じゃ中学校で伸びるかということも、形上ではそうやってしていますけれども、実際問題になるとやはりオリンピック選手となれば、各家庭、一つの家庭で努力して上り詰めるようなこともありますので、その2時間という制御の中で、初めてする方と過去経験者という形でも全然伸びしろは違ってくると思いますので、先ほどの統一するのか、放課後帰してするのか、それとも部に委ねるのか、その辺お聞きしたいです。

教育長 先ほども話したように、今回は基本的には部活とクラブというのは切り離して考えていくというのが基本方針なわけですが、なかなかこれまでの経緯も含めまして、完全に家に帰ってもう一度クラブということは種目によって違いまして、あと練習場所等でなかなかそういったところできないということで、部活の保護者の方、そしてクラブに移る際のそういったところの課題、これを部同士の集まりの中でいろいろ検討してきた結果、何とかクラブ移行の際はもう少し待っていただいてクラブに移行したいというところを過渡的に学校長で認めながら今進めているという状況でございます。ですので、先ほど申し上げたように、委ねるのかでなくて、学校として、学校長として、あと教育委員会もこの方針を一緒に見てき

ましたので、行く行くはそういったところをしっかりと、部活については学校の管理下内でございますので、そういったところはしっかりある意味で統一していくと。クラブにつきましても、ある程度保護者の方々からご理解いただかないと進まないところありますので、何とかスムーズな形で、練習量等もこれまでと極端にいきなり差が出るというのではなくて、現在もう少し様子見ながら、行く行くは同じような形で統一してやっていきたいという方針ございますので、そういったところも見てやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

1番 やはり一旦帰る生徒と帰らないで行くのとは時間的にも誤差が出てくると思いますので、その辺保護者と議論しながらしっかりした体制で臨んでほしいと思います。以上です。

議長 ほかにありませんか。

7番 それでは、18ページの8款4項2目の住宅費の中の地方創生型若者向け定住・移住住宅整備事業費1億9,500万円。私が注目しているのは18ページの特定財源の中にあります地方債1億340万円、これなんですけれども、この事業をするに当たって有利な起債、借金ができる方法を考へての事業だということ、それが見つかったということなんでしょうけれども、舟形町ではそのほかにもそういった有利な起債ということで福祉避難所とかという大きな建物が、言うなればそういう口説き文句というんですか、有利な起債、有利な起債ということで大きな案件が続いてきているというような気がします。

そこで、それはそれで有利な起債はいいんですけれども、それでも町の償還分というのが出てくるわけですから、そういった償還分の将来の返す見通しが「ちりも積もれば山となる」というような償還の方法にならないのかなというところを心配します。ですから、そこら辺の長期償還ビジョンをこういった事業を立てるに当たって見ながら立てているのか、それとも立ててから、それから償還ビジョンを立てていきたいと思いますということでこういう事業をやっているのか、そこら辺のところの見通し、償還の見通しをどう立てているのか質問いたします。

町長 議員の心配されるとおりでございます、やはり財政計画というものが、町の財政計画がまちづくりの根本となると思っております。有利な起債があったからこのことを始めるのではなくて、必要な事業を取捨選択した上で、それを実施するためにはどういったものがあるかということで、その中で一番有利な起債を受けるといことでありますので、まずはその事業が必要かどうかというものについて、行政の中で、さらにはこういった議会の中でもいろいろと検討されて、その中で、じゃどういった財源の手当てができるかということで対応しているところでございます。

そういった財政基盤についての財政計画というのを毎年町では立てておまして、これは県の市町村課のヒアリングを受けながら今後の町の重大事業等々がいかにやるのかということ

を予測して、それに関する先ほど言った財源の手当てがどうなるかということで、その場合に国庫補助金なり県補助金なりを除いて起債が充てられるかどうか、その起債がどういうもので、交付税としてどのぐらい戻ってくるものなのかということを計画しております。したがって、その計画のもとの中でその事業が行われるということでもあります。

余談になりますけれども、私はやはり将来の子供たちのクレジットカードでまちづくりをしないといけないというのが私の信条でありますので、しっかりと、子供たちに財政負担が残るような、そういったことは極力やらないという方向で考えております。以上です。

7番 かつて奥山町長が、雑談しているときに、現在の舟形小学校を建設するときも地方債というのを使ったと思うんですけども、「ちょっとそのときはやばいなと思った」というような小言を聞いたことがあります。そう思ったんだそうです。それが発展して財政破綻にはならなかったわけですけども、舟形町も夕張市のような、大型箱物をつくるのはまずいいとしても、それを我々にかけてきた場合の決定機関、決定するのが我々議員の役目でもありますので、そういった公債費に関する負担金額の長期ビジョンや負担金額の増減についてもクリアに、即時に我々議会に報告なりできるような体制というのもしっかりとしていてもらいたいなということを要望したいと思っておりますけれども、答弁のほうよろしくをお願いします。

町長 財政計画等については特段秘密ということではございませんので、ぜひ、もしあれでしたら所管事務調査等々の話で調査していただくということもあるかと思っておりますので、その財政計画をしっかりとしながら町の財政運営に当たっているということでございますので、ご理解をいただければと思います。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決します。議案第25号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

日程第3 議案第26号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議長 日程第3 議案第26号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決します。議案第26号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第27号 舟形町公共施設使用料条例等の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第4 議案第27号 舟形町公共施設使用料条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

3番 新旧対照表の13ページ、舟形町公共施設料金条例等の一部を改正する条例で第3条関係ですけれども、体験実習館使用料金表、旧のやつを削除するというような先ほどお話だったんですけれども、それで間違いはないでしょうか。

総務課長 これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、体験実習館の設置管理条例というのが別にありまして、料金の設定については舟形町公共施設使用料条例という中で複数の公共施設の料金の設定を規定してございます。それが体験実習館につきましても公共施設使用料条例の中に料金設定しているんですが、それと同じように設置管理条例の中にも同じ別表が設定してございましたので、重複しますので、設置管理条例に設定してございます別表について今回この条例一部改正で削除していただきたいという内容であります。

3番 料金改定の消費税に関して上がるやつで今までずっと説明あったんですけれども、これに

に関してだけ削除というような内容なんですけれども、本当は分けて提案するんじゃないでしょうか。

総務課長 今回の一部改正の条例の構成については、第1条が公共施設使用料条例という条例がありまして、その条例の中には生涯学習センター、それから農村環境改善センター、農林漁業体験実習館、トレセン、それから中央公民館、運動公園、B&G海洋センターという7つの施設の料金の設定をこの舟形町公共施設使用料条例1つの中で規定してございます。その前はそれぞれの設置管理条例という施設ごとにあって、その中で使用料の設定をしてございましたが、たまたまその中の体験実習館の設置管理条例の中の別表の料金設定だけ抜かずにそのままになっていたという状況でしたので、このたび削除してもらおうと。そのほかのものについては、舟形町公共施設使用料条例が設定なったときに全てそれぞれの設置管理条例の中にあつた別表を削除したんですけれども、たまたま農業体験実習館の別表だけ削除されていなかったということで、今回削除させていただくということでの上程でございます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決します。議案第27号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第28号 舟形町舟形若あゆ温泉「清流センター」等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第5 議案第28号 舟形町舟形若あゆ温泉「清流センター」等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

6番 各施設の利用料の引き上げについて、消費税が上がれば上げるということはわかったんですけれども、本当の意味での施設の利用料である入浴料については引き上げるというようなことは今回は考えていないということなんでしょうか。

まちづくり課長 新旧対照表の24ページ、浴場ということで入浴料を、現在大人380円、これを400円に、子供180円のところを200円という料金の値上げを提案するものでございます。

議長 ほかにありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決します。議案第28号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第28号は原案のとおり決定されました。

日程第6 議案第29号 舟形町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第6 議案第29号 舟形町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

6番 新旧対照表の29ページの中で、ちょっと私もよく理解できないんだけど、(4)町長がその部内の職員のうちから指名する者、あと(7)指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから、具体的にどういった人がなるのか教えてください。

住民税務課長 4号につきましては町の管理職職員になります。7号の委員につきましては、これまで5名を選任しておりましたが、内訳としまして、東北電力の新庄電力センター所長、JR東日本新庄駅長、最上中央農協代表理事組合長、舟形郵便局長、あとNTTの山形支店災害対策室長を任命しておりましたが、今回そのほかに最上南部商工会舟形支部長、舟形町土地改良区理事長、舟形町社会福祉協議会会長等を選任の案として持っておりましたので、人数を少し増員させていただいております。

6番 (7)はわかりましたが、上のほうの職員の範囲、12名以内となっておりますが、具体的に言うと課長補佐まで入るといふ形になんとかさ、もう少し詳しく教えてください。

住民税務課長 課長補佐は入っておりません。副町長、総務課長、まちづくり課長、健康福祉課長、農業振興課長、地域整備課長、住民税務課長、会計管理者、教育課長、議会事務局長、危機管理室長、これは現在のところ兼務です、そのほか防災拠点整備室長、以上12名になります。

6番 そうしますと、12名ということなんだけれども、これまで入ってなかったところというのはどういったところ入ってなかったんですか。

住民税務課長 以前ですと税務福祉課長という名前でしたので、今回単独で健康福祉課長になります。あと危機管理室長が入っておりませんでした。そのほか防災拠点整備室長も入っておりません。あと副町長の名前も明示になっていませんでしたので、副町長もふえております。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決します。議案第29号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第30号 町有財産の取得について

議長 日程第7 議案第30号 町有財産の取得についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

防災拠点整備室長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番 確認ですけれども、このハリヨ地区について、以前、県の防災関係で安全だということが確認されたらということで、これは当然確認の上ということによろしいでしょうか。

防災拠点整備室長 その件につきましては、県から安全であるという確認を得ております。

以上です。

議長 6番議員、よろしいですか。ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決します。議案第30号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第31号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長 日程第8 議案第31号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決します。議案第31号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第31号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、資料配付のため暫時休憩をいたします。

午後1時45分 休憩

午後1時47分 再開

議長 それでは、再開いたします。

本日の日程の追加についてお諮りいたします。ただいま配付いたしました案件を本日の日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

これからの議事は追加議事日程に従って進めてまいります。

追加日程第1 議案第32号 令和元年度舟形町防災行政無線デジタル化改修工事請負契約の締結について

議長 追加日程第1 議案第32号 令和元年度舟形町防災行政無線デジタル化改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

7番 それでは、指名競争入札ということで、何社指名による何%の落札率であったか質問いたします。

住民税務課長 3社による入札によりまして、落札率につきましては98.0%になります。

7番 差し支えないのであれば、3社、どこの指名だったか教えてもらいたいわけですが、その質問をいたします。

住民税務課長 業者につきましては、扶桑電通株式会社東北支店、株式会社ハムシステム庄内、株式会社渡会電気土木新庄営業所になります。

7番 一番最初に言った業者名が聞き取りにくかったので、それを言って、今から言う質問に答えてもらいたいんですけども、私の記憶ではアナログの行政無線を設置するときは町内業者がたしかやってくださったような気がいたします。金額も金額なんですけれども、落札した業者は庄内ということで、全く舟形町の事情がよくわからない業者が入ってその工事を全部やってしまうということになると、どうなのかなという気もいたします。その業者が町内業者を使ってくれるのであればいいんですけども、そこら辺のところは全く町内に縁もゆかりもない方々が町内の行政無線の設置工事をするという考え方のもとに工事が進められるんでしょうか。

住民税務課長 まず初めに、最初の業者名になります。扶桑電通株式会社東北支店になります。

前回のアナログ式の工事につきましては、町内業者でありませんでして、日本無線という会社で設置をしたかと思えます。今回わからない業者という形で表現されておりますが、現在、町の防災行政無線の保守点検をハムシステム庄内さんで実施しておりまして、管内市町村の防災無線も設置とか保守を手がけている状況にあります。

議長 ほかにありませんか。

3番 議会報告会の中で出ている防災無線について、町民からの意見が町にも届いていると思えますけれども、その中で、ある地域の中でその無線が聞こえないところがあるという意見が町民からあったと思えます。それについて、今回デジタル化するに当たってそういったところをどうクリアしていくのかお伺いしたいと思います。

住民税務課長 聞こえないのは、子局、外のスピーカーの件だと思いますが、若干、役場の屋上とか新堀、長沢、長者原等につきましてはスピーカー出力のアップを考えておりますが、既存の電柱を使う予定としておりますので、若干抜ける部分がございます。その部分につきましては戸別受信機で補完するというので、全戸に無償貸与という形で設置する予定でおります。あと、そのほか町内会から放送設備をポンプ小屋に移動してほしいとかという要望につきましては、取り入れて設計をしております。

3番 やはり高額な金額で契約しているので、物件の引き渡し前にある程度やはり確認をしてい

ただいて、これでいいというそこら辺を十分確認した上で物件を引き受けると、そういったことでやっていただきたいなと思いますので、そこら辺十分に確認をお願いしたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

6番 今回の入札金額の中での消費税が2,400万円ということで、10月から2%上がった場合、この契約金額はどうなるのか。要するに、その契約者、会社で2%分持ってくれるのかどうか。

財政係長 契約担当ということで、総務課で担っておりますので、私のほうで消費税の取り扱いというものについて述べさせていただきたいと思います。

今回の契約については、工事請負費ということで、いつ完成したか、それからその完成品が引き渡されたかというものが明記されるものでございます。そういう完成日、納入日が明記できるようなものについては、その引き渡された日を基準として消費税を乗じるということになっております。なので、今回の案件については完成日が10月を超えるということでしたので、10%での消費税の支払いということを考えて消費税込みで2億6,356万円ということの計算になっておろうかと思えます。以上です。

議長 ほかにありませんか。

6番 確認ですけれども、この工事というのは令和元年度で全町終わるということでしたか、確認でした。

住民税務課長 令和元年度で全て終了したいと思っております。工期につきましては令和2年3月24日を設定しております。

議長 ほかにありませんか。

8番 この施設の個人受信機の内容、もしできれば録音できる設備とか、自分でもう一回、再度聞ける設備とかっていろいろな機械あるとお聞きしておりますが、町で導入するという機器はそういう性能があるのかどうかお聞きします。

住民税務課長 自動録音機能がついておりまして、聞き直すことは可能ですが、ラジオ等についてはついておりません。

4番 新しいものが来るのはわかりますけれども、古くなって、まだ聞こえるものはいいんですけれども、うちの場合は完全に聞こえないので、新しいものが来たら古いものの受信機を町に返還するという扱いでよろしいでしょうか。

住民税務課長 全て回収いたします。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決します。議案第32号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 発委第2号 舟形町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

議長 追加日程第2 発委第2号 舟形町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についてを
審議いたします。提案者の説明を求めます。

議会運営委員長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより発委第2号を採決します。発委第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議員派遣の件

議長 日程第9 議員派遣の件について議題といたします。議員派遣の内容については、議会事
務局長より朗読します。

議会事務局長 (朗読、省略)

議長 ただいまの議員の派遣の内容についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

議長 これをもちまして、6月定例会に付された事件は全て審議を終了いたしました。

町長よりお礼の申し出がありますので、お受けします。

町長 令和元年度第2回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。

6月4日から4日間の日程で、報告が1件、予算の補正が1件、条例改正が4件、町有財産の取得について1件、固定資産評価審査委員会委員の選任について1件、工事請負契約の締結が1件、合計8件の案件につきまして、原案どおり可決賜りまして、心より御礼を申し上げます。

また、佐藤議員の一般質問に答える形で2期目への決意を表明いたしましたが、まずは町長として1期目の残り9カ月間をこれまでと同様にしっかりと務めてまいる所存でありますので、議員各位におかれましてはさらなるご指導、ご鞭撻をよろしくお願いを申し上げます。

さらに、一般質問やご審議の中、賜りましたご指摘やご提言は真摯に受けとめまして、行政運営に務めてまいりたいと思います。

また、この15日、16日、22日、23日は、中総体の地区大会になります。3年間努力してきた成果を発揮され、すばらしい結果となることを心からお祈り申し上げます。

なお、議員各位におかれましては、梅雨の季節となりますので、健康にはくれぐれもご留意いただきまして、舟形町発展のため、特段のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、御礼の挨拶とさせていただきます。大変ご苦勞さまでございました。

議長 これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。令和元年第2回舟形町議会定例会を閉会いたします。

4日間にわたる慎重審議、大変ご苦勞さまでした。

午後2時08分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 欽 太

署 名 議 員 伊 藤 欽 一

署 名 議 員 佐 藤 広 幸